The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	唐・五代歳時記資料の研究
Author(s)	守屋, 美都雄
Citation	大阪大学文学部紀要. 1962, 9, p. 1-223
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/9019
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

九　四時纂要について

―附。歳華紀麗撰者考―

(Ⅰ)　はしがき

四時纂要については新唐書巻五九　藝文志農家類に

韓鄂　四時纂要　五巻

と見え、宋史巻二〇五藝文志にも、農家類として、十巻本が著録されている。かくの如く正史の藝文志は、共にこれを農書として扱つているのであるが、しかしまた新唐志農家類に著録された十九種の中には、荆楚歳時記や玉燭寶典のように、明らかに歳時記資料と斷定されるものをも含んでいるし、さらに通志巻六　藝文略の如きは、四時纂要を「時令」の書の中に屬せしめているくらいであるから、これを歳時記研究の一環としてとり上げても不當ではないであろう。

(Ⅱ)　四時纂要の成立

―附。現行本歳華紀麗僞書說批判―

四時纂要の撰者韓鄂については正史その他に纏つた傳がなく、詳しいことはわからない。たゞ新唐志・宋志・中興館閣書目等によると、この人には四時纂要と別に歳華紀麗なる著書があつたことが知られるが、現行本歳華紀麗の信憑性の問

題に關連してこれまで若干の論議がある。その點を考察することによつて、韓鄂の出身や年代のことにふれることもいくらか可能になると思うので、まづ歲華紀麗について少しく述べることとする。

現行本歲華紀麗は、もと明の胡震亨の秘冊函中に刻せられたのを、毛晉がその殘版を得て津逮秘書に入れたものであるといわれている。胡震亨はその跋文において、その書をもと鄭曉の家より得たと稱しているが清の王士禎はその著の居易錄の卷六において疑いを投げかけた。曰く、

萬曆間學士、多撰偽書以欺世、如天祿閣外史之類人多知之、今類書中所刻唐韓鄂歲華紀麗、乃海塩（浙江省海塩縣）胡震亨孝轅所造、於陵子、其友姚士粦叔祥作也、然李太常中麓云、韓熙載撰歲華紀麗、豈別有一書耶、姚、有後梁春秋如干卷、惜未見

と。すなわち王士禎は通行本の歲華紀麗をもつて、明の胡震亨（字孝轅）の偽作であると主張したのである。

王士禎のこの考えに對して、清の錢曾はその著讀書敏求記卷二に

韓鄂歲華紀麗七卷

此是舊鈔、卷中闕字數行、又失去末葉無從補入、後見章邱李中麓藏宋刻本、脫落正同、知是此本之祖、蓋因歲久墨敝紙渝、字跡不可捫揣、故鈔本仍之耳

と述べている。

ここで問題になるのは明の胡震亨の所刻に係る歲華紀麗と、錢曾の掲げた歲華紀麗との異同である。ここでさきにも一寸ふれた胡震亨の序の言葉をもう少し詳しく引くと「胡震亨は有名な藏書家である鄭簡公（曉）の孫の蓋伯からその祖父の書錄をみせてもらい、そこに未だ見たことのない歲華紀麗なる書のあることを知つたが、それは、宋刻より抄得したもので、末卷の二紙を爛去し、また差訛の特に甚しいものであつた。鄭蓋伯は胡震亨に、原本に從つて校正するように命じ

たが、その結果、改易増減するところは千三百字、汝納及び友人の姚孟承がさらに五百字ばかりを改めたので、讀めるようになつた」という意味のことが書かれている。そして余嘉錫氏は四庫提要辯證卷一六 子部七 歳華紀麗の條において、胡震亨のいう鄭簡公家本は、末卷の二葉を缺く點や差訛の多い點で、錢曾のいう「卷中闕字數行、失去末葉」のテキストと同じいものであると認めている。

果して鄭簡公家本と錢曾のテキストが同一系統の書であるとするならば、同じテキスト（それは現行本の祖型でもある）をめぐつて、僞作說（清 王士禎說）と、宋刻系統說（民国 余嘉錫說）とが、正面から對立することになるのである。ところで四庫提要は、王士禎の通行本僞作說に賛成している。その理由は次の數條である。

第一に、直齋書錄解題卷六 時令類によると、「歳華紀麗七卷。唐韓鄂撰、采二經子史傳歳時事一類聚、而以二儷語一間レ之」とあるが、この本は全く儷句に作つてあつて、書錄解題と一致しない。

第二に、その儷句は甚しく拙陋で、引くところの書は數十種に過ぎず、しかも割裂飽飣で（飽飣とは餅餌が釘の積るようにガサガサと積重つている形容）、往々文句をなしておらぬ。

第三に、通行本には蘇鄂の杜陽雜編、王定保の摭言が引かれている。蘇鄂は唐の僖宗の光啓中（八八五―八）の進士で、すでに唐末に達しており、王定保は昭宗の光化三年（九〇〇）の進士で、すでに五代に入つていた人である。唐の人である韓鄂がどうしてこの二人の書を引く筈があろうか。

第四に、歳華紀麗には四時纂要一條を引いているが、自分の作品を自分で引用する筈があろうか。

第五に、韓鄂が唐人であるのに、「唐の玄宗」とか「唐の時」とか稱しているのも疑わしい。

以上は四庫提要が歳華紀麗の現行本を後代の僞作とみる理由であるが、この說に對して余嘉錫氏は極めて詳細な論證を行つて、むしろ現行本が信用に値するものであることを主張した。その理由はおよそ次の通りである。

第一に、居易錄のいう僞作說は、何らの考證もなく、また何にもとづいてそのようにいうのかも述べていない。それに彼は韓熙載に歲華紀麗の著があつたといつているが、史上、韓熙載にこの著あることを聞かない。また、韓熙載撰と傳える李仲麓所藏本は、錢曾のいうところでは、韓熙載撰とはなつておらず、このような謬まりをおかしている王士禎の說は到底信賴しがたい。

第二に、歲華紀麗は宋の書目に多く著錄され、刻本の流傳も多かつた。胡震亨の得た鄭簡公家本も李中麓藏宋刻と同じい筈だが、このような書を一人の手で作爲できる筈がない。

第三に、この書は本來、古書の詞の引用が主であつて、創獲の文は乏しいというが、蜀の馮鑑の續事始、宋の郭茂倩の樂府詩集、及び宋の陳元靚の歲時廣記に引用されており、その引用は現行本と一致する。どうして胡震亨に依託されたなどと見られようか。

第四に、四庫提要は、直齋書錄解題が儷句散文兼行といつているのに對し、現行本が全文儷句より成つているとして、その不一致を指摘している。しかし、いま中興館閣書目（山堂考索卷五五・玉海卷一二所引）をみると

唐韓鄂採=經史歲時雜事=、述以=駢儷之語=

とあり、郡齋讀書志には

唐韓鍔（ママ）撰、分=四時十二月節序=、以=事實=爲=偶儷之句=、附=著之=

とあり、二つながら、歲華紀麗が駢儷體であつたといつておつて、現行本の體裁と合致しないことはない。どうして一方的に直齋書錄解題のみをとり、他の書目の言うところを捨ててしまうのか。それに書錄解題のいうところも、實はこの書の正文の部分が駢儷體で、自註の部分が散文であることを指していつたもので、正文が駢散兼行だといつたわけではないから、四庫提要は自分で書錄解題のいうところを誤解しているのである。これが現行本を疑う口實となりえようか。

第五に、四庫提要は現行本の文章の卑陋と引用文の餖飣をもつて僞作説の證とするが、韓鄂が五代の文體卑靡の會に生れたとすれば、文章の拙劣はやむをえない。また引用文のごたごたするのは、北堂書鈔・初學記以下、すべて同様で、そうしなくては類書を作れる筈もない。

第六に、四庫提要は、韓鄂をもつて、新唐書宰相世系表に見える韓滌の曾孫の韓鄂に擬定している。

〔四庫提要にいう韓鄂の系譜〕

韓休――洪

殿中丞　河南兵曹參事
韓倩――韓滌――○――○――鄂

そして鄂が五代にかゝる人ではないと判斷し、それが唐末の杜陽雜編や五代の摭言の如き書を引く筈がないとしている。

しかし、史上、同姓同名の人が多いから、歲華紀麗の撰者の韓鄂と、世系表の韓鄂が同一人物であるかどうかは斷定できぬ。かりに一歩を讓つて、兩者が同一人物であるとしても、世系表の韓鄂が五代に入らないとは必しもいえない。（ここで余嘉錫氏は四庫提要が、韓鄂をもつて韓滌の曾孫としているのを排し、韓鄂を韓洪の曾孫と認める。韓洪は天寶十五載に卒し、唐の滅亡まで百七十一年の距たりがあるが、かりに韓洪の卒したころ、韓洪の子たち（すなわち韓鄂の祖父たち）が未だ幼少であつたとし、さらに韓鄂が長命であつたとすれば、五代まで入り得るとしている）。かくて韓鄂を世系表と無關係の人と斷ずれば勿論のこと、かりに世系表中の人と斷じても、その人が絶對に五代にかゝらなかつたといえず、したがつて杜陽雜編や唐摭言の引用がありえぬとはいい難い。

第七に、歲華紀麗現行本に、四時纂要の引用があるというが、それはどの條を指していつたのかわからぬ。現行本正月の條に「四時要」一條を引くところがあるが、これと「四時纂要」とは書名も異るし、どうして鄂の作と知りえようか。

第八に、韓鄂が五代にかゝつている人なのに、唐の韓鄂と稱せられるのは疑問だが、五代の人、杜荀鶴・羅隱・韋莊らを、唐詩を選する人々が唐代に附入している（唐詩紀事・唐才子傳）例もある。

以上の理由から余嘉錫氏は、現行本がよしんば韓鄂の手に出たものでないにしても、絶對に宋以後の人の手で作られる筈はなかつたと言い切つている。

さて余氏の說にも若干の修正を必要とする點がある。たとえば、氏は四庫提要が歲華紀麗の撰者を新唐書宰相世系表の中の韓滌の曾孫に擬したのに對し、韓洪の曾孫でなくてはならぬように論じているが、これは誤まりで、もし世系表中に該當者を求めるならば、その韓鄂は韓洪の伯父の秘書郎韓偲の玄孫である。

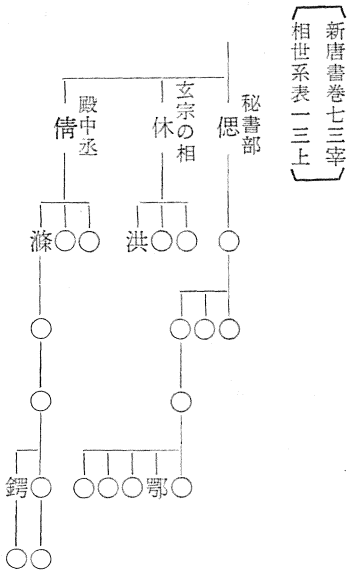

次に、余氏は現行本に見える「四時要」と「四時纂要」とが關係ないように述べている。この記事は、現行本正月立春の條の、「四時要云、立春日、貯水謂之神水、釀酒不壞」の一文のことであろうが、これは、太平御覽卷二〇時序部立春の條に、明かに四時纂要の一文として引用されているから、「四時要」は「纂」の一字を逸したものに違いなく、これを四時纂要とは別書と見るのは余氏の强辯であると思う。このように余氏の說にも若干の修正を施すべき點があるが、全體

としては私は余氏のいう歳華紀麗僞作説反對論に賛成したい。その理由は次の通りである。

第一に、歳華紀麗は明代において李中麓が宋本を有していた外に、他にもこれを藏するものがあつた。すなわち四明天一閣藏書目録・江陰李氏得月樓書目摘録・近古堂書目には、それぞれ歳華紀麗が著録されていた。天一閣は明の嘉靖十一年の進士、寧波の人范欽の藏書を子孫がよく守つて清初に及んだことは有名である。江陰李氏とは、崇禎三年に七十四歳で卒した李如一のこと、近古堂についての詳細は明かでない。しかし、ともかくも萬曆以前から萬曆時代にかけて、この書が現に存したことは明かである。その際に敢えて歳華紀麗を僞作する必要はないし、また僞作したところで、それが信用に價しないことは、少しく心ある人であれば容易に氣づく筈である。

第二に、現行本歳華紀麗は荆楚歳時記の貴重な佚文を含むこと余嘉錫の指摘するところであるが、その外にも、その卷一に唐の李邕の金谷園記の佚文二條を掲げている。この二條は他に類例のないもので、歳華紀麗現行本の古さを思わせる。

第三に、私は古歳時記佚文輯録の途次において、歳華紀麗の斷章があるごとに、これを書留めておいた。しかし、その斷章は極めて乏しく、私の知りえたのは

歳時廣記卷五　元旦引「屠蘇散」の記事
養生月覽　二月二日引「乞得人子」の記事
歳時廣記卷一五引「寒食　醴酪」の記事
歳時廣記卷二〇引「佛日　成佛道の記事」
月令廣義卷五引「五月　桃李俱五月實」云々の記事
續事始引「競渡」の記事
古今類傳引「報龍」の記事

通雅卷一二　天文引「十月一日」の記事

歳時廣記卷四〇引「歳除　燒骨骴」の記事

の九條を出なかつた。このように乏しい斷章だけから、現行本のような形のものを捏造することは困難であると思う。

なお現行本の中には、右に掲げた月令廣義卷五　五月の條の

桃李俱五月實、春種桃李、夏得其實、秋得其陰

に對應する記事がない。この一條を逸していることから、現行本を後人の僞作とみる考えも、理論としては成立つであろうが、逆に考えてみると月令廣義は萬曆二十九年の序を有する書物であつて、もし、現行本歳華紀麗が胡震亨によつて萬曆頃に僞作されたとするならば、胡震亨が、月令廣義所掲の一文を逸したことの方が不自然である。むしろ、これは歳華紀麗が古くから傳承され、傳寫の間に脱漏を生じたと見る方がすなおな解釋であろう。

現行本歳華紀麗僞作說をめぐつて、長い論議をしてきたが、要するに私は胡震亨が現行本を作るために手を加えたことを認めるけれども、凡てを僞作したとは考えない。そして現行本の中に歳華紀麗が杜陽雜篇や唐摭言を引いている限り、紀麗は兩書よりのちに成つたものと認めざるを得ない。杜陽雜編の成立年代は詳かでないが、唐摭言はその書物の著者王定保の閲歴がある程度知られる。すなわち王定保は唐の昭宗の光化三年（九〇〇）の進士で、登第の初、容管巡官となり、秩滿ののち廣州に遊び、嶺南の諸政權、特に南漢の厚遇を受け、南漢の大有十三年（九四〇）に卒している。摭言の内容には、彼の容管在任のときのことや嶺南時代のことが含まれているのであるが、それは彼が登第して間もない頃（九〇〇）から、南漢の劉隱が好んで衣冠の士を招いた時代（九〇八―九一一）の間に亘ると思われる。そうだとすると摭言の成つたのは九一一年以後、王定保の卒した九四〇年までの間に求められてくる。おそらくは九一一年からのち十年位の間ではなかつたろうか。そうだとすれば歳華紀麗の成立も、むろん西紀九百十年代以後になり、撰者の韓鄂は當然五代ま

でいた人ということにならざるをえない。

歳華紀麗の撰者の韓鄂が、世系表の韓鄂と同一人物であるかどうかは斷言できないが、世系表の鄂にはその高祖父韓偲の弟で韓休という人があり、その人が六七二年に生れたことが明かである。かりに韓休と韓偲とが三つの年齢差をもつていたとすると韓偲の生年は六六九年になるが、韓偲以下毎世代、三十歳で長子を儲けたとし、また毎世代間の兄弟の年齢差を三つとして、世系表を計算してみると、韓鄂の生れは七九八年となる。これでは唐の亡ぶまでなお百餘年の距たりがあり、到底この人が五代まで生存したとは考えにくくなる。このような算定を基礎として、私は歳華紀麗の撰者である韓鄂と、世系表の韓鄂とは一應別人と考えておくのが無難ではないかと思う。（参考として附言すれば世系表に見える韓氏の本貫は河東（山西省）であるが、鄂の父の寮は秋浦縣（安徽省貴陽縣）の令であつた。）

歳華紀麗は駢文の本文を主とし、それに古書の事例を註記するという形の一種の歳時記資料である。したがつて歳時記研究を目的とする本稿において、これだけの紙幅を費したことは、決して不當ではないと思うが、私どもは一應ここで主題に立返つて四時纂要の問題に入らねばならぬ。さきに述べたように韓鄂は五代のころ（九百十年代以後）に歳華紀麗を著わしたが、その書の正月の條に四時要すなわち四時纂要を引いている。そうだとすれば、四時纂要は少くとも歳華紀麗の成立する前に出來上つていたことになるであろう。しかし私どもは、それ以上、確實な年次を抑える手がかりをもたない。いまの段階では漠然と、唐末五代初ごろ―十世紀初頭ごろ―の書と言うに止めておくより外はないのである。

（Ⅲ）　四時纂要の形式内容

四時纂要は新唐志・崇文總目・郡齋讀書志・文献通考（巻二一八）には五巻と書かれ、宋志・中興館閣書目には十巻と

書かれている。巻の分け方に細粗の別はあつても、内容は同じであつたろう。この書の内容については、玉海巻一二　律曆　時令の條に、「唐四時纂要」と題する次の一文がある。

中興書目（崇文目歳時類）鄂采二諸家農書一、紀二風雲之候一、錄二鐘（種？）殖之法一、下及二方書畜産之事一皆載、天禧中、頒二其書於諸道一、鄂自序曰、徧閲二群書一、爾雅則言二其土産一、月令則序二彼時宜一、採二氾勝種藝之書（二巻）崔寔試穀之法一（四人月令）、韋氏月錄傷二於簡缺一、齊民要術弊二在迂疎一（韋行規保民錄一巻　賈思勰要術十巻）

これによつて四時纂要がどのような性格の書であるかが明かになるが、要するにそれは四民月令・氾勝之書・韋氏保生月錄・齊民要術等の長をとり、短を削つて集成した農書で、しかもその體を月令にならい、月を追うてことがらを記すものであつた。いうまでもなく中國古來の農書は單に農殖・畜産のことを記すばかりでなく、民間の俗信や醫藥の技方をも含むものであつたから、それらを收載した四時纂要が、單に唐末前後の中國の農業史資料として有用であるばかりでなく、中國人の生活慣習や生活感情を知る上に役立つことはいうまでない。南宋末の周守忠の養生月覽は、養生延命に關する古記錄の集成であるが、その中に四時纂要が盛んに引かれているのも當然のことである。

なお箋注簡齋詩集巻一四　早起の詩を見ると、

正月雜木門、俗云、一日之計在一晨……

とあるが、これは同じ正月の記事の中もさらに同一事項に關し、部門を分つて敍述されていたことを示すものである。

（Ⅳ）　四時纂要の流傳

四時纂要は、五代のころ、早くも世の人の關心の的となつたらしい。宋史巻二六三　竇儼傳を見ると、五代後周の世宗

（九五四―八在位）のとき、翰林學士判太常等に拜せられた竇儼が上疏して

國家之方、守二穀帛一而已、二者不レ出レ國而出二於民一、其道在レ天、其利在レ地、得二其理一者蕃阜、失二其理一者耗嗇、民之顓蒙、宜レ有二勸教一、請於二齊民要術及四時纂要韋氏月錄中一、采二其關二於田蚕園圃一之事一爲二一卷一、鏤板頒行、使二之流布一

とのべたことが見えている。この疏は奏せられただけで返報がなかったが、五代末における四時纂要への評價を知るに足るものがある。また、この上疏によって、四時纂要には、單に古來の農書の記事を寄せ集めた記事ばかりでなく、それ自身獨創性をもった記事の含まれていることが想像される。

宋代における四時纂要の行われ方については、さきに周藤吉之博士が「南宋の農書とその性格」と題する論文（東洋文化研究所紀要第十四冊）の中で詳しく論じられたので、贅言の必要はないわけであるが、宋代のことを割愛するのも敍述の均衡を失するので、一應のことをのべておく。まづ、四時纂要の刊行についてであるが、文献上、そのことが明記されているのは、北宋眞宗朝の天禧四年（一〇二〇）が最初である。このことを最も詳しく傳えたのは宋會要食貨農田雜錄で、そこには

天禧四年八月二十二日…是日利州路轉運使李昉上言、近覩二敕命一、就二差提點刑獄官一、充二勸農使一、以見二國家務農之道一、臣三二紀外任一、每レ見二州縣之民一、多不レ諳二會播種一、覽二四時纂要齊民要術一、並是古書、備陳二耕耨栽植之法一……今請、取二此二書一雕印、頒二布諸路勸農司一、委二轉運使農副一、每レ遇レ巡二歷州縣一、常加二提擧一勸レ農、詔令二館閣校勘雕印一、賜二與諸處一

と見えている。すなわち李昉の上言によって四時纂要の校勘雕印が行われたわけであるが、この時月については續資治通鑑長編卷九五・宋會要　職官　勸農使の條は共にこれを四月癸卯二十二日にかけており、玉海卷一七八　食貨　農書の條

はこれを八月二十六日にかけておつて一定しない。前掲宋會要の八月二十二日は、四月二十二日の誤まりかも知れない。しかし玉海がこれを八月二十六日にかけている理由は詳かでない。さて四時纂要はかくの如くして雕印されたが、もと勸農使に賜與して勸農政策の手引きたらしめるものであつて、一般に廣く行われたかどうかは疑わしい。周藤博士は文献通考卷二一八　經籍考に引く南宋の巷岩李氏(李燾)の孫氏齊民要術音義解釋序に

本朝天禧四年、詔並刻二書一、以賜二農使者一、然其書與二律令一俱藏、衆弗レ得レ習、市人輒抄二要術之淺近者一、摹印相師、用才一二

とあることから四時纂要は律令と共に藏されたため、一般の人はこれを習うことができなかつたと認めておられる。

南宋におけるこの書の行われ方についても周藤博士は當時の文集の中から關係の記事を探して述べておられる。その一つは南宋初期の洪适の盤州文集卷三の「次韻景思謝送四時纂要幷恵乳泉且許見顧」の詩で、これは洪适が、謝伋、字景思からこの書を贈られ、その中に記されたことを自分の莊園に行つて、その收益を多からしめようとし、景思の厚意を謝したもので、その中には鬱(梅)・連茨・巵・茜等の種殖のことがうたわれ、四時纂要にその記事のあることを示すものであつた。ちなみに附言すれば、南宋の羅願の爾雅翼卷八にも種麻に關して四時纂要を引いている。いま一つの記事は、南宋中期の人陳造の江湖長翁文集卷三一　題四時纂要の一文で左のように述べて

不レ正而富、苟レ焉而貧、君子不レ豫、用二是書一未二必遽富一、按レ圖從レ事、十擧二三四一、其不レ貧必矣、不レ貧而義、毋レ惡也、然必以二甲乙占驗一、冠二于月始一、亦六經史漢、備二天人意一耶、於レ此而拘則害二乃事一、讀レ之者謹レ之

よく四時纂要の體裁並びに效用を傳えており、南宋士大夫のこの書に對する關心のほどをうかがわせるものである。

次に周藤博士の擧例を離れるが、さきにも一寸ふれたように、南宋の周守忠はその著養生月覽の中で、全書五百餘條の中、七十七條を四時纂要から引いている。この數は雲笈七籤の引用文八十一條に次ぐものである。周守忠は別に養生類纂

二十五卷・姫侍偶類二卷の書を著した士人であるから、南宋士人の間に四時纂要が尊重されたことがわかる。

元代におけるこの書の流行については、これを知る由もないが、明代では葉盛の菉竹堂書目卷五　農圃、文淵閣書目卷一五　農圃の條・陳第の世善堂藏書目錄下　各家六に著錄され、また廣群芳譜や通雅などには、その斷章も見えている。清代に入つても古今圖書集成や月令輯要に珍しい文章が引かれているから、清の初めには人の目にふれる書であつたのかも知れぬ。しかし、道光時代の進士馬國翰が、この書の輯錄を企て、玉函山房輯佚書に、その書名を掲げていることを見ると、清の中葉以後は殆んど稀覯の書となつてしまつたに相違ない。一九五七年一二月、王毓瑚氏は中國農學書錄なる著書を刊行されたが、その中で氏は「清の馬國翰に曾て輯本有り、玉函山房輯佚書中、只だ其の目ありて書なし、現在、只だ太平御覽中において尚お原書の點滴を見るを得」（四二―三頁）といつておられる。氏の言葉に從う限り、四時纂要の完本を求めることは、今日の中國でも殆んど望みがたいものであるらしい。

ここに一言しておきたいのは、この書がいつしか朝鮮にも傳えられたという事實である。李朝の世宗時代（一四一九―五〇）に成り、成宗朝（一四七〇―九四）に刊行された書に醫方類聚という大冊がある。三木榮博士の朝鮮醫籍考により、またこの書の刊刻序によると、これは文祿の役に加藤清正によつて日本に齎され、仙臺の醫師工藤東助の手に入り、のち江戸の末、多紀元簡によつて購われた。元簡の子の元堅（天保頃の侍醫尚藥兼醫學教諭）は同僚の喜多村士栗と相計り、これが再版を企てた。士栗は弘前の醫員澁江道純（抽齋）に請うて諸本を校合し、缺を補わしめ、嘉永五年（一八五二）四月に事を起し、文久七年（一八六一）この書を刊行した。この書の中に他の書からの孫引きなどとは到底考えられない四時纂要の斷章が十條あまり見出される。このことから私は十五世紀ごろの朝鮮に四時纂要の完存したことを想像するのであるが、李朝實錄卷二〇　世宗五年六月一日庚戌の條にも

一日、戸曹ヲシテ各道ニ行移シテ、蕎麥耕種ニハ農桑輯要・四時纂要及ビ本國經驗ノ方ヲ考シ、趁時勸耕セシム

と見え（朝鮮史四篇二巻四八三頁より引用。世宗五年は、明の成祖永樂二十一年、一四二三）、私の想像の正しさを裏書きしてくれる。しかし、十五世紀を過ぎてのちに、朝鮮で四時纂要がどの程度まで行われていたか。これを徵することは容易でない。

朝鮮のことに及んだ序でに一言しておかねばならないのは、朝鮮の農書の類編である農家集成の中に收められている「四時纂要抄」のことである。「四時纂要」と「四時纂要抄」、餘りにも名の似通つた二つの書物が、互いに何の關係もない書物であるのか、それとも、なにがしかの繫がりをもつものであるかを辨じておくことは、あながち蛇足ではないであろう。さて、農家集成の成立については、清の聖祖甲午の歲（康熙五三年、一七一四）における、李朝の前參議、恩津の人、宋時烈の序と、その翌年乙未夏（一七一五）における、通政大夫行公州牧申泳の後跋とに詳しく見えている。それによると、むかし李朝の世宗のとき（一四一九―五〇）揔制鄭招に命じて編纂させたのに農事直說なる書があり、大いに勸農の役割を果していたが、肅宗の世にいたつてこれに俗方を註記添附して上梓することを申泳が企て、宋時烈が上請したのであるが、その際、別に衿陽雜錄と四時纂要抄を得て篇末に附し、三書を總稱して農家集成と呼ぶにいたつたのである。三書のうち、農事直說には世宗二十六年（一四四四）の序があり、增補文献備考　藝文考によれば姜希孟撰となつている。衿陽雜錄には世宗辛亥（十三年、一四三一）清明の日の曹韋謹の序がついていて、これまた姜希孟の撰であることを記しているが、四時纂要抄だけは序もなければ跋もなく、成書の事情が一切不明である。

そこで四時纂要抄の性格を考える上には、その書物の內容に立入つて檢討するより外はないが、私の調べたところによると、たとえば正月の條の中で

○鷄鳴時、把火遍照桑果木上下、則無虫

○(元日)日未出、以縛石著枝中、謂之嫁樹、令子繁而實、十五日、晦日同上

○歳朝前、服赤小豆二七枚、麻子二七小豆二七於井、終歳無病

○元日、鵲巣燒門辟瘟

の記事の如きは、それぞれ

○正月旦、鷄鳴時、把火遍照五果及桑樹上下、則無虫（養生月覽）

○元旦、日未出時、以斧斑駁錐、斫棗李等樹、則子繁而不落、謂之嫁樹、晦日同、嫁李則以石安樹間（歳時廣記卷五　元旦嫁棗李）

○歳旦、服赤小豆二七粒、向東以瀉汁下、可終歳無疾、家人悉令飲之（歳時廣記卷五　元旦　服瀉豆）

○歳旦、投麻子二七粒、小豆二七粒於井中辟溫（瘟？）（醫方類聚卷二　傷寒門）

○元旦、取鵲巣、燒之著厠、辟兵極效（歳時廣記卷五　元旦　燒鵲巣）

等の四時纂要の斷章と無關係ではない。それならば、四時纂要抄は四時纂要と同一書であるかというと、決してそうではない。何となれば四時纂要抄の中には、宋代以後の書である夢溪忘懷錄（洪邁撰）、范石湖梅譜序（范成大撰）、月庵種竹法（元の王禎の農書に引文あり）、瑣碎錄等の引用があるからである。思うに四時纂要抄は、韓鄂の四時纂要を十二分に利用しながら、それに宋以後の知識を附加して一書を成したものであろう。その撰者が中國人であるか朝鮮の人であるかはにわかに斷定しにくい。なお李朝肅宗四十一年（一七一五）に卒した洪萬選の著山林經濟には、中國の四時纂要が引用されているという（富極直次郎、三木榮兩氏「山林經濟考」朝鮮一六二號）。もしこの引用文が他書からの孫引きでなければ十八世の朝鮮に四時纂要が行われていたことになるが、遺憾ながら、私はまだ山林經濟を見る機會がなく、斷定的なことをいえない。朝鮮にはまた英祖四十二年（一七六六）の序文のある柳重臨の增補山林經濟という書があり、その卷之十四が四時纂要と題されている。しかし、これは一部に韓鄂の書の系統を引く文と思われるものも含むが、韓鄂の書からの直接の引用かどうか疑わしく、また撰者の創意にもとづく文章も多く綴られているから、韓鄂の書とこれを混同してはならない。

十　四時纂要完本の發見

(I)　はしがき

前節において、四時纂要につき論考を行つたその結論を要約すれば、次の通りであつた。

(一) 四時纂要の撰者韓鄂は、普通、唐の韓鄂と傳えられるが、この人は五代まで生存し、西紀九一一年以後に歳華紀麗という書をも著している。

(二) 四時纂要は、歳華紀麗より前に成つたが、その成書の年次は詳かでなく、漠然と唐末―五代初といつておくより外はない。

(三) この書は五卷であるが、宋代には十卷本も行われた。撰者の自序によると、古來の農書の長所をあつめ、月令の體に編集したものであるが、それは單に農書としてばかりでなく、中國人の生活様式・生活感情をうかゞう上の有用の書である。

(四) この書は五代のときから高く評價され、北宋時代には眞宗の天禧四年（一〇二〇）に刊行されて諸路の勸農司に頒布された。しかし北宋時代には律令と共に藏せられたため一般の人はこれを習うことができなかつたが、南宋になると、士人の間に重んぜられ、莊園經營の指針ともなつている。

(五) この書は明代の書目にも間々著錄され、清初にも存在したかと思われるふしがある。また十五世紀、李氏朝鮮で醫方類聚の作られたときは確かに朝鮮にも存し、實錄にも明證がある。清の中頃以後は中國にも殆んど見られぬ書とな

り、王毓瑚氏の中國農學書錄でも、既に散佚した書であるように解說されている。

(六) 朝鮮の農家集成の中に收錄された四時纂要抄は、韓鄂の四時纂要と相似の文を含んでおり、四時纂要が後世に與えた影響の一つと思われる。しかしその中には宋以後の文獻が引かれ、宋以後の作であることはたしかである。年代・撰者、共に不詳である。

以上、四時纂要についての私の解說は、昭和三十四年の夏に纏めた草稿をあまり大きく改變することなしに掲げたのであつた。右の草稿を書いた當時、私は四時纂要は全く散佚し去つたものと考えていた。私ばかりでなく、南宋の農書のことを詳說された周藤博士も、また右に引いた王毓瑚氏も同樣に考えておられた。私は四時纂要散佚ということを前提として、同書の佚文輯集にかなりの精力を注ぎ、特に南宋の周守忠の養生月覽を見るに及んで、四時纂要の斷章の數量もまさに倍加したので、それらと合せて百二十二條より成る輯本を發表すべく、その準備をしていた。ところが昭和三十五年の五月にいたつて、私は全く思いもかけず、四時纂要の完本と思われる書に接する幸運に惠まれたのである。

それというのは、東京の書肆山本書店主の山本敬太郎氏が、四時纂要と題する朝鮮本を某所より入手されて、それが傳えるところの韓鄂の四時纂要ではないかと考えられ、その判定を私に依頼したいとのことで、その秘藏の書を私にあづけられたのである。私はこの秘藏の書の價値判斷を特に私にお委せ下さつた厚意を謝しつゝ、それを愼重に檢討してみた。その結果、私としては、山本氏所藏本が、韓鄂の四時纂要そのものの完本であることが、ほとんど確實であると信じられるようになつた。そうなつてくると、四時纂要の散佚說には大きな補正が必要になつてくる。そこで私は山本氏にお願いして、私が山本氏所藏本を四時纂要の完本と斷定するにいたつた經緯を發表し、この完本の資料的價値について解說することの承諾を得た。

右の次第を通じ、私は山本氏が、この書を何人よりも先きに私にお示し下さつたことにも、またこの書の最初の紹介を

私に許して下さつたことにも、私の歳時記研究に對する深い理解の存することを覺えざるを得ない。思えば四時纂要は、私の中國古歳時記研究における殆んど最後の研究對象であつた。この最後の研究が山本氏の厚情によつて支えられたことは、私にとつてこの上ない喜びである。本論に入るに先立つて私は心からの感謝をささげたいと思う。

（Ⅱ）　山本氏本の形式とその刊行の次第

山本氏所藏四時纂要（以下山本氏本と略稱する）は、縱二五・七糎、横二二糎の線裝本で、表紙は見るからに朝鮮本らしく部厚く茶褐色で、左側に大きく「四時纂要□□」（全？部？）と書かれている。表紙の裏及び裏表紙の兩面には何の文字も記されていない。この表紙は、この書の初めからついていたものでなく、いづれかの時に裝幀のやりなおしがあつて、その時につけられたものらしい。本文の天地が不當にせまく、裁斷された樣子がはつきりしているところから、そのように考えられる。（なお本書の最終葉と裏表紙の間に、表表紙の裏貼の紙の末端が、四分の一頁大に飛出し、そこに、詩の習作のような文字が見えるが、その内容から、本書の由來を知る手がかりはつかめない）。本書は白口・四周單邊で、行間に界線がある。匡格間は天地二三・六糎、左右一七糎である。すべて九十葉、二十二字十一行の版本で、その構成は左の通りである。

一葉表―裏。四時纂要序。冒頭に藏書印があるが判讀し難い（朝鮮の印か）。
二葉表―八六葉裏。本文。内譯は左の通り。
（卷之一）　正月。二葉表―一六葉裏。春令。
（卷之二）　二・三月。一七葉表―三四葉表。春令。

（巻之三）　四・五・六月。三五葉表―五二葉裏。夏令。
（巻之四）　七・八・九月。五三葉表―六九葉表。秋令。
（巻之五）　十・十一・十二月。七〇葉表―八六葉裏。冬令。
八七葉表四行。大宋至道大歳丙申九月十五日、施元吉雕字記。
八七葉表五行目―裏三行目。杭州潘家彫、音義。
八八葉表―裏。萬曆五年丁丑中元日、通訓大夫行繕工監副正　柳希潛跋
八九葉表―裏。萬曆十八年庚寅仲春　慶尚左兵使朴宣跋。八九葉裏末行に、「慶尚左兵營開刊」とある。

さて朝鮮においてこの書が刊行されるにいたった経緯は、巻末に附された柳希潛と朴宣の跋によつて明かになる。まづ柳希潛の跋を見ると

余嘗得四時纂要於客中、尋常間俯而讀仰而思、則實是農家書也、其耕種耘穫之候、風雨霜露之節、與夫蚕桑・醫藥・家忌・俗諱無不備載、余甚愛之、以爲、雖百金不願易也、而第恨印本無傳知者蓋寡、遂絶人事而書得之、欲入其梓、壽其傳與一國公共之、而間或有無稽怪誕之說・不經虛僞之言、故欲撰抄要語以便考覽、而測海之心、雖明於涇渭之分、相馬之眼、尚暗於驪黃之辨、則有志未就者、日月多矣、僚友朴宣氏分憂朔州、求得書本以充行槖、余知朴宣謹慤好善人也、其不秘于家、而刊行於世、可知矣、自慶、其夙好之篤於是乎副、而公共之心庶幾伸矣、萬曆五年丁丑中元日、儒州後裔八十歳老翁通訓大夫行繕工監副正柳希潛謹跋

とある。すなわち柳希潛はある機會に入手した四時纂要を非常に高く評價し、これが上梓を念願し、幷せてその要語を撰抄する意圖をいだいていたが、志は遠大であつても、仲々その業が成らなかつた。たまたま彼と同職の繕工判官の朴宣が

朔州に分憂することになつたが、彼は朴宣にその書を托して、他日の公刊を期待した。それは柳希潛が八十歳のとき、明の萬曆五年（一五七七）であつた。一方この書を托せられた朴宣の跋を見ると

往在丁丑歳、余以繕工判官授朔州之歸、同官柳正希潛氏、袖一書屬余曰、君其壽傳爲一國公共之資……余謹授而歸、寶而愛之、期布于世以售、吾君不秘之志也、第以朔邑凋弊、無以爲措、厥後連任邊帥、□□備？無暇、每恨未酬吾君付托之意、尋常□□耿耿？于懷暫不忘心、未幾、柳君亦捐世、嗚呼痛哉、今者幸忝授鉞于茲、聖明在上、不見兵革、籌邊之餘、捐俸鳩工、以鋟于梓、不月而訖功、於是自喜其平生寶藏之書得以刊行、而吾君地下之魂、亦可以慰矣、時萬曆十八年庚寅仲春慶尚左兵使朴宣謹跋

とあり、柳正希潛の卒後、萬曆十八年（一五九〇）にいたつて朴宣は柳氏の期待に答え得たことがしるされている。朴宣がその俸祿を投じたことは事實であろうが、本書の末尾に「慶尚左兵營開刊」（蔚山郡下廂面がその場所）とあるからには一種の官刻本と稱することができるであろう。山本氏本は實に今を去る三百七十餘年前に朴宣によつて刊行されたその書に外ならないのである。

以上によつて朝鮮における刊行の次第は明かになつたが、もと柳正希潛の入手した四時纂要の撰者の名については、山本氏本のどこを見ても何も書いてない。或いは裝幀を改める前には、どこかに記載されていたのかも知れないが、ともかく現在は何も書かれておらぬ。それ故、山本氏本の原書が唐の韓鄂の書であるかどうかについては、一應、考證の手續を踏む必要がある。では進んでその點について考察してみよう。

〔補記〕

㈠ 山本氏本の四時纂要の紙質については私は何と稱すべきか全く無知識なのであるが、山本氏の説明によると、普通朝鮮版として聯想するものよりは遙かに薄手で時代も古いように感じられるとのことである。高麗版よりは新しく、大形本の朝鮮本よりは古く、恰度、明代中期から末期の唐本の面影があると山本氏はいわれるが、そのことは朴宣の跋にいう刊行年代と矛盾するところがない。

㈡ 朝鮮史第四篇第九卷を見ると、宣祖十六年（一五八二）二月、朴宣という

人が、罷散の身を叙用されたこと、その年五月、賊胡粟甫里と力戰したこと、そしてその年十一月、助防將たる身でありながら、戰馬を賣り、穀を買入れ、妾子のため納粟許通せんとして、論罪されようとしたことなどが、宣祖實錄、その他から引かれている。しかし、これが慶尚左兵使の朴宣かどうか斷定はできない。

(Ⅲ) 完本說の論證

私はさきに山本氏本が唐の韓鄂の四時纂要の完本であるという確信をもつにいたったといったが、そのように考える理由を左に列記してみよう。

(一) 山本氏本の頭初に次のような四時纂要序がある。

夫有レ國者、莫レ不二以レ農爲レ本、有レ家者、莫レ不二以レ食爲レ本、舜禹胝胼、神農憔悴、后稷播二植百穀一、帝堯恭受二四時一、是以德遇二百王一、澤流二萬世一者也、復有二商鞅一、務二耕織一、遂成二秦帝之基一、范蠡開二土田一、卒報二越王之恥一、下及二祖龍一、狼二顧四海一、蚕二食諸侯一、遂焚二詩書一、欲レ愚二黔首一、唯種樹之法、卜筮之文、免レ陞二秦坑一、不レ藏二魯壁一、故知賢愚共守之道也、管子曰、倉廩實知二禮節一、衣食足知二榮辱一、誠哉、是言也、若父母凍二於前一、妻子餓二於後一、而爲二顏閔之行一、亦萬無レ一焉、設此帶甲百萬金城湯池、軍無二積粮一、其何以守、雖レ有二義軒之德龔黃之仁一、民無二粒儲一其何以□、知二貨殖之術一實教化之先、且商辛之有二八荒一、而國用不レ足、姬昌之王二百里一、而兵食有レ餘、非下夫天雨二菽粟於周一而降中水旱於紂上、蓋不レ務二勸農之術一、而無二節財之方一、余是以編二閱農書一、搜二羅雜訣一、廣雅爾雅則定二其土產一、月令家令則敍二彼時宜一、采二范勝種樹之書一、掇二崔寔試穀之法一、而又韋氏月錄傷二於簡閱一、齊民要術弊在二迂遠一、今則刪二兩氏之繁蕪一、撮二諸家之術數一、諱□□可レ嗤二孔子一、速富則安問二陶朱一、加以レ占二八節之風雲一、五穀之貴賤、手試必成レ之、醯醢家傳、立效レ之、方書至二於相馬醫牛飯雞彘一、既資二博識一、則?

豈可二棄遺一、事出二千門一、編二成五卷一、雖レ慙二老農老圃一、但冀傳レ子傳レ孫、仍希好事英賢、庶幾不レ罪二於此一、故目レ之爲二四時纂要一云耳

とあるのがそれである。ところで玉海卷一二　律曆　時令　唐四時纂要の條を見ると

…鄂自序曰、徧閲群書、爾雅則言其土産、月令則序彼時宜、採氾勝種藝之書、崔寔試穀之法、韋氏月錄傷於簡缺、齊民要術弊在迂疎

とあり、山本氏本の序が韓鄂の自序であることは明白である。

㈡　四時纂要の卷數は新唐志・崇文總目・直齋書錄解題・郡齋讀書志・文献通考等にはすべて五卷と記されている。宋志と中興館閣書目に見える十卷本はそれをさらに細分したのであろう。山本氏本はまさしく五卷より成つていて、韓鄂の原著と卷數が等しい。

㈢　周藤吉之博士は南宋中期の人、陳造の江湖長翁文集卷三一　題四時纂要の一文を紹介されたが、その中に「然必以甲乙占驗、冠于月始」と見えている。ひるがえつて山本氏本について見ると、たとえば正月の條では

晦朔占。歲首雜占。月內雜占。立春雜占。占月影。占雲氣。占風。占雷。占雨。占六子。師曠占。占八穀。

の順で占のことが冒頭に記され、二月以下の條についても大體同樣の書式である。この點山本氏本は宋人の見た四時纂要の形式と一致する。

㈣　私は、さきに述べた通り、四時纂要が散佚したと考えていたので、諸書の中から、その斷章を集めるのに相當の力を注いだ。その結果、養生月覽（七七條）、歲時廣記（一九條）、養餘月令（一五條）、醫方類聚（一一條）、遵生八牋（六條）、太平御覽（二條）、后山詩註（二條）、歲華紀麗、紀纂淵海、爾雅翼、養生類纂、箋註簡齋詩集、事文類聚、廣群芳譜、救荒活民書、通雅、月令通考、月令輯要、月令萃編、古今圖書集成（歲華紀麗以下各一條）より、その斷章を得た。

もちろん、これらの中には内容の重複するものがあるので、それらを整理すると、百二十二條を得ることになる。そこで當然のことながら、私はこれら百二十二條に對應する文が、山本氏本の中に存するかどうかを逐一當つてみた。

私の輯めた斷章が、山本氏本のどこに對應するか、その一々については後段の資料篇に詳記するが、結果だけを言えば

（イ）完全に對應するもの……百二條。

（ロ）殆んど合致するが、一部分對應しないところを含むもの……十條。

（ハ）對應する文を發見しえないもの……十條。

ということになる。現存する斷章の中の百二條までが山本氏本の中に含まれている點から、私は山本氏本の完本說に傾くものである。しかし、たとい十條でも、一部に對應しない字句を含む文のあること、及び十條だけ、對應する文の發見されないことは、大きな疑問としなくてならない。

對應しない字句というのは、たとえば次の文中のマルをつけた部分である。

○初七日、爲上會日、可設齋醮、大吉（遵生八牋卷三　四時調攝　正月事宜）

○是月四日、寅日、宜拔白（歲時廣記卷一三　正月　拔白髮、養生月覽、遵生八牋同）

○是月初八日、十四日、二十八日、拔白（遵生八牋卷三　四時調攝　二月事宜）

○是月十一日、十三日、拔白永不生、又初一初十（月令通考卷四、三月）

次に對應する文のないのは、たとえば次の諸資料の記事である。

○（事文類聚卷六　古今文集　元日）屠蘇のこと。

○（養余月令卷九　五月）蝙蝠をほして辟蚊に用いること。

○（　　同　　）葛根をとつて金瘡の藥を作ること。

○（歳時廣記卷二　夏　黄梅雨）梅雨のこと。
○（遵生八牋卷四　四時調攝）伏日、嫁娶すべからざること。
○（通雅卷一二　天文）入梅のこと。
○（歳時廣記卷二五　立秋　服小豆）赤白痢を止める法。
○（救荒活民書卷二　勸種二麥）八月三卯日、種麥のこと。
○（養餘月令卷一九　十一月）生の韭を食うことの禁。
○（廣群芳譜卷六　天時譜十一月）冬至のこと。
○（養生月覽）十二月三十日、湯沐のこと。

これらの記事の中には諸書の撰者が、他の文献を誤まつて四時纂要としてしまつたり、撰者自身の意をもつて、原文に改變を加えたりしたものも皆無とは言えないであろう。しかし、歳時廣記や養生月覽を含むこれらの史料のすべてを、そのように疑つてかゝるわけにはゆかない。そこで、いまもし山本氏本を四時纂要の完本と認めようとするならば、山本氏本と、これら諸書に見える（合計二十條）の不一致がどこから生じたかを説明しなくてはならない。

そこで、いま山本氏本のテキストすなわち萬曆十八年朴宣跋の慶尚左兵營開刊本の底本となつた書の性質を考えてみる必要がある。さきにのべたように、山本氏本の本文のあとには（八七葉表）

余今彫印此書、蓋欲盛傳於世、廣利於人、助國勸農、冀萬姓同躋富壽者也、凡百君子、依而行之、則乃子乃孫、定無飢凍横夭之患

大宋至道大歳丙申九月十五日記　施元吉彫字

と見えている。それに續けて、杭州潘家彫として、この書の音義がつけられている。潘家の音義が施元吉の彫字記と同じ

時に印刷されたのか、また施元吉彫字本のできたあと補刻されたのかは不明であるが、ともかく、この本文が施元吉の彫字にかゝり、宋の至道丙申、すなわち太宗の至道二年、九九六年刊のものであることは間違いない。彫字という意味が、文字通り字を彫るという意味なのか、それとも、廣義の出版・上梓の意味なのか、おそらくは後者の義であろうが、ともかくこのテキストが、官刻や坊刻でなく、家刻本であることは想像がつく。そこで思うに、當時、施元吉彫字本の外にも、他の家刻本または筆寫にかゝるテキストが存したであろう。そして施元吉の彫字本から足かけ二十五年後の天禧四年に、利州路轉運使李昉の上言によつて、四時纂要と齊民要術とが刊行されたときには、施元吉本はもとより、他の幾つかのテキストが對校されたと考えられる。玉海卷一七八　食貨　農書の條及び宋會要　農田雜錄の條を見ると、眞宗が詔して館閣すなわち史館・集賢院・昭文館及び崇文院・秘閣等をして校勘雕印せしめたことが記されているが、この校勘の過程においては當然私の想像したような諸本の對校が行われたに相違ない。ひとたびこのような官刻本が世にあらわれれば、そののち四時纂要を見る人は、多くこの官刻本に據つたであろう。四時纂要が天禧以後、いくたび、また誰の手によつて刊行されたかは知る由もないが、かりに版が改められたとしても、概ね天禧本を底本としたと思われる。このように考えてみると、山本氏本と、歳時廣記以下諸書所引の斷章との間の若干の喰違いは、天禧より昔の家刻本の一種である施元吉本と、天禧官刻本（ないしはその系統を引く後代の版本）との内容の相違を示すものとして納得できよう。かような次第で、山本氏本と諸書の引用文との間に、若干の異同の存することは、必しも山本氏本の眞價を疑わしめるに足りないものと私は思う。

ちなみに言う。私の四時纂要斷章の輯集は、山本氏本が四時纂要の完本である以上は、殆んど無用のことであつたことになる。しかし、私は、この輯錄の佚文と山本氏本との大部分の合致から、山本氏本の價値を決定し、また兩者の相異から、施元吉本と天禧本との内容的相違を推知しえたのであつて、その限りにおいて輯錄が徒勞であつたわけではない。こ

とに、施元吉本と天禧本との異同を知るためには、輯録した諸條の提示の必要性は解消していない。後欄、資料篇に敢えて諸書の引用文を列擧するのは、あながち雜助捨つるに忍びざるの情によるのみではない。

㈤　前節において、私は李朝の世宗時代（一四一九―五〇）に成り、成宗朝（一四七〇―九四）に刊行された醫方類聚の中に、四時纂要の珍しい文章が多く引用されていることなどから、十五世紀の朝鮮に四時纂要の存在していたことを想定した。かの柳希潛が四時纂要を入手したのは明の萬曆五年（一五七七）をかなり溯るころであつた。してみればそれは醫方類聚の成立から一世紀内外しか距つていないのであつて、當時、四時纂要の完本が朝鮮で見出される可能性は十分にあつたのである。

以上は私が山本氏本を四時纂要の完本と認めるにいたつた理由を列擧したものであるが。なお念を押すとすれば、山本氏本の中に韓鄂よりのちの人の筆が加わつているかどうかを考える必要がある。とはいつても特に出典も引かずに事實を事實として述べているような文章に、時代の前後を區別することは困難であるので、一つの方法として、四時纂要の中に唐五代よりのちの文献の引用がありはしないかを考えてみることにしたい。私の調べたところでは山本氏本の中に明記されている引用文献の數はさほど多くない。いま、それらを初出の順に掲げ、撰者の名と成書の時期について記してみよう（數字は山本氏本の葉數。ａｂは夫々表・裏の意）

荆楚歲時記（5ｂ・9ａ・48ｂ）梁　宗懍撰　隋杜公瞻注

玉燭寶典（6ａ）隋　杜臺卿

齊諧記（9ａ）南朝宋　東陽無疑

齊民要術（9ｂ・44ｂ・51ａ・58ａ・62ｂ）北魏　賈思勰

要術（14ｂ・38ｂ・57ａ・65ａ・65ｂ・78ａ・85ｂ）舊五代史卷九六　陳元傳に「陳元、京兆人也、家世爲醫…（後晉）明宗朝爲太原少尹、入爲太府卿、長興中（九三〇―三）集平生所驗方七十五首、并修合藥法百件、號曰要術、刊石置于太原府衙門之左、以示衆、病者賴焉」とあり、「要術」とよばれる書？のあつたことが知られる。山本氏本の要術がそれに當るとすると、その書を引用している四時纂要の成立は長興以後ということになり、四時纂要の成立時期について新しい問題を引き起すことになるが、果して、山本氏本の要術が

陳元のそれに当るかどうかは明かでない。何となれば陳元のそれは醫藥の書であるのに、山本氏本の引用文は耕種畜産のことばかりで、内容が一致しないからである。そうだとすると、ここにいう要術は、齊民要術・山居要術（後出）・山居種蒔要術（宋史卷二〇五　藝文志第四　農家類に、王旻山居要要術三卷、又山居雜要三卷と記し、そのあとに、山居種蒔要術一卷とある）などのいづれかの略稱と考えられる。たゞ山居要術・山居種蒔要術は既に亡びて檢索のしようはない。齊民要術と山本氏本所引要術の文は、必ずしも合致せず、この要術をもつて齊民要術の略稱とするのは困難である。（宋代における山居要術の流行については周藤博士の前掲論文參照。）

家政令（15b）。隋書經籍志卷三四　醫方　四時御食經注に、「家政方十二卷」という書がある。齊民要術卷六　養羊の條の家政方の書の文と、山本氏本の家政令の文が一致することから、家政令は右の書のことと思われる。

山居要術（21b・24a・56b）宋史卷二〇五の外、直齋書錄解題卷十　農家類に

山居要術三卷

稱王旻撰、館閣書目作王旻、皆莫知何時人也

とあるが、王毓瑚氏は中國農學書錄の中で「按ずるに、唐に王旻あり、玄宗朝の修道の士、太和先生と號す、初め衡山に居り、後、高密の牢山に徙る、本書はすなわちかれが作る所たるべし」といい、また宋志にいう山居雜要・山居種蒔要術も元來同一の書であるのを宋志が誤まつて相同じからざる書としたものとしている。

法地利經（21b）不詳。

方山厨錄（22a）不詳。

宅經（27b）文廷式の補晉書藝文志卷五　五行家類補に、「王微宅經」とあり、「按ずるに、晉の畫家に王微あり、名畫記に見ゆ、未だ知らず、即ち此の人なりや否やを、黄帝宅經に諸家の相宅の書、たとえば司馬天師宅經・司最宅經・劉晉平宅經・張子豪宅經・刁曇宅經の類を記す、皆、未だ時代を詳かにせざるが故に錄せず」と説明されている。

氾勝書（28a）漢　氾勝之

馬經（30b）三國志夏侯玄傳注引相印書によれば、漢の世に「馬經」があつたとあり、隋志五行類後記にも、梁代の伯樂相馬經の名が見える。

師曠占（35a）漢代に成つたという占書。師曠に假托されている。

河圖・河圖記（38b・55b・68a）隋志緯書類に、「河圖二十卷　梁河圖洛書二十四卷目錄一卷亡」とある。

養魚池要（39a）不詳。隋志及び兩唐志に、氾蠡養魚經なる書が錄せられる。或いはそれか。

抱朴子（42a）晉　葛洪

風土記（42a・55b）呉　周處

五行書（68b）姚振宗の隋書經籍志考證卷三六子部五行家「九天嫁娶圖」の注に、隋の蕭吉の五行大義論支干雜篇を引いているが、その中に「五行書云…」と見えている。

崔寔（78a）漢の崔寔の四民月令

搜神記（80a）晉　干寶

養生術（85a）隋志醫方類に「養生術一卷翟平撰」とある。

雜術（85a）不詳。

魚龍河圖（86b）唐の張彦遠の歷代名畫記に、「古の秘畫珍圖、則ち龍魚河圖あり」とある。

以上、引用書二十三種のうち、明らかに唐以前のものが十八、不詳のものが四、ということになる。しかし、不詳のものの四種のうちでも宋以後に屬するような書物は發見できない。したがつて引用書の點からいつても、山本氏本を眞本と見ることをさまたげるような事情は存しないと思う。

（Ⅳ）　山本氏本の價値

述べ來つたところによつて、山本氏本が韓鄂の四時纂要のもとの姿を完全に傳えたものであることは承認を得られたものと信ずる。それでは、この書の歷史史料としての價値はどれほどものであろうか。いわば本書の効用について、私の氣づいた若干のことがらを左にしるしてみよう。

㈠　内容に入る前に、版本のことについて一言しておきたい。山本氏本は、萬曆十八年（一五九〇・李朝宣祖二十四年）に朝鮮の慶尙左兵營で開刊されたものであるが、その末尾に、宋の太宗の至道二年（九九六）の施元吉の彫字記を掲げていることから知られるように、北宋の極めて初期の刊本をもととしていることは明かである。その内容の善し惡しは別として、おそらくは四時纂要の最古ともいうに近い刊本の面目を、朝鮮本を通じてうかゞいうることは、それ自體、意義深いことである。たゞ山本氏本が、施元吉本の版式をそのまゝに踏襲したかどうかについては、にわかに斷定を下すことはできない。俗に版本の行數と字詰が一致することを宋版の特色と見る說もあり、それに從えば本書も宋の版式を承けたこ

とになるが、その俗説の妥當でないことについては長澤規矩也氏に詳論がある（「和漢書の印刷とその歴史」六七頁）。その上に、一條ごとに○印をつけるという體裁も、宋本にはあまり見受けられないようであるし、天野博士の指摘によれば、三月末尾の木綿の記事は、後代の挿入の疑いも濃いとのことであるから、或いは本書も、明代あたりの改版を經過したものかも知れない。

㈡　前節に述べたように、四時纂要は五代の後周の時代に田桑園囿のことの參考書として齊民要術及び韋氏保生月錄と並び、鏤板頒行されようとした。それは實現された形跡がないが、宋の天禧年間にはその官版が成つて勸農政策の指針となつた。そして南宋士人の間ではその莊園經營の參考に供せられたのである。その序文からも知られるように、四時纂要は、氾勝之書・四民月令・齊民要術・保生月錄等を引いており、必ずしも韓鄂自身の文章のみで滿たされているわけではない。しかし、韓鄂がこれら先人の書を引く場合には、そのことがらが、唐五代の現實に十分適應すると思われるものを拔萃したにちがいないから、その記事もまた唐五代の農業經濟の實態を知るための參考となるわけである。私は山本氏本の各條について、その史料の出所を判別するにいたつていない。それはむしろ今後、農業史の專家に委ねるべきしごとかとも考えるが、おそらくは韓鄂獨自の文章も多く含まれているであろう。先人の書の拔萃と韓鄂自身の筆と相俟つて唐宋人の經濟生活をうかがう好箇の資料となるであろう。

㈢　四時纂要は毎月の記事を記すのに、一つの項目を書き終ると、○印をつけて、次の項目を續けて書いている。それ故に一つの卷の中に改行はなく、次から次へと記事が續いている形である。しかし、そのような敍述の中にも、自ら相似の事項がある部分に纏つている。試みに正月の條を見ると

（イ）　占のこと（晦朔占・歲首雜占・月內雜占・立春雜占・占月影・占雲氣・占風・占雷・占雨・占六子・師曠占・占八穀）

（ロ）　正月の慣行（爆竹・屠蘇・七日齋戒・七日鬼鳥・十五日齋戒等）

（ハ）　正月禁忌（遠行・商賈・刑罰・嫁娶・架屋・埋葬・禳鎮・禳鼠・食忌等）

（ニ）　種樹・耕種・野菜栽培

（ホ）　釀造

（ヘ）　辟虫法

（ト）　耕牛法、治牛疫方等畜牛關係のこと。同じく羊のこと。

（チ）　月令に違背したときの災害のこと。

というように記述がなされている。正月のところに牛のことが詳しく書かれているのに對し、馬のことは三月のところに詳しく書かれているというように、多少、記事の片寄ることはあつても、毎月の記事内容は正月のそれに準ずるものである。この内容から察せられるように、四時纂要は單に農業の技術書であるばかりでなく、占卜・禁忌等、民間の俗信に關する記載をすこぶる多く含んでいる。この部分にもむろん齊民要術などからの孫引きの文もあろうが、私は唐五代にこれだけ豐富にまた體系的に、この種の記事をあつめた書があることを、他に知らない。その意味でこの書は當時の中國人の思想や信仰を知る上の手がかりとなるであろう。

㈣　山本氏本四六葉裏の五月の條に

○拭弓劒、劒須常以帛子乾拭、刃鞘宜數歇見風、不得暵、暵卽緊窄、准律令、人家得畜弓劒短槍八尺已下、自餘器械不合畜

という文がみえる。唐律疏議擅興律を見ると

諸私有禁兵器者、徒一年半謂非弓箭刀楯短矛者

疏議曰私有禁兵器、謂甲弩矛矟裝等、依令、私家不合有、若有矛矟者、各徒一年半、注云、謂非弓箭刀楯短矛者、

此上五事、私家聽有、……

とあり、開元時代には弓・箭・刀・楯・短矛を私家に保有することが承認されていたことが知られる。四時纂要の律令では、それが弓・劍・短槍となつていて、箭と楯とのことが見えていない、これは開元よりのち、唐末に律令が變改されたことを示すのか、あるいは四時纂要が律令を端折つて書いたのか、いづれとも判定がつかぬ。それにしても「弓劍短矛（＝短槍。矛と槍とが同じいことは六典卷一六　衛射宗正武庫令參照）八尺以下」という長さの規定は、日唐律令の現存文中にも全く見當らず、零細ながら唐末または五代初の法の遺文というべきである。あるいは律令といつても、その實、格又は式の規定かも知れないが、斷定はできぬ。（日唐の律令における對應文の檢索に關し、中谷英雄・大庭脩・奥村郁三諸氏のお世話になつた。記して感謝の意を表する）

(五) 周藤博士はその論文「南宋の農書とその性格」（東洋文化研究所紀要第十四冊）の中で、元の司農司撰、農桑輯要卷六　藥草薯蕷の

四時類要・山居要術云・擇取白色根如白米粒、成者先收子、作三五所阬……一阬可支一年食、根種者截長一尺巳下種

とあるのを引いたところで、「この『四時類要』は已述の四時纂要の類ではないかと思われる」といわれた。そこで何はともあれ、山本氏本を檢索すると、若干の文字の異同があるが、殆んど同文の一條が二十一葉の裏に見えている。このことから、私は四時類要と四時纂要との關係をもう少し突込んで調べる必要を感じた。といつても、四時類要の遺文を、もれなく輯錄することは、にわかに出來ないので、私の知る限りで四時類要を相當多數引用している、農桑輯要に焦點を合せてみた。そして農桑輯要所載の四時類要が、山本氏本の中のどこにどれだけ對應文をもつているかを尋ねてみた。その結果を表示すると次の如くなる。

輯要卷數	項目	事項	四時纂要對應文 月・葉數・行數	摘要
2	大小麦	六月、大小麦を曬すこと	6・50b・9	類要の方に若干脱字が多い。
2	胡麻	毎科相去一尺爲法	2・21a・4	纂要「油麻毎科……若能區種毎畝收百石」とある。
3	種椹	種桑の法	1・11a・10	同文。但し纂要は、この文の上下に記事あり。
5	瓠	二月、大胡蘆を種えること	2・24a・4	類要の方が三字少いが、纂要の「准前刮半皮」は類要によって「去皮」に改められる。
5	蘿蔔	種蘿蔔のこと	6・51a・4	類要の「沙輭地」を纂要は「沙糯地」に作る。他は同文。
5	薑	種薑のこと	3・29a・6	纂要の方が三字多く、すぐれている。
5	菌子	三月、種菌子のこと	3・30a・2	同文。
5	蒜	種蒜のこと	8・63a・5	類要は纂要の極く一部に当る。なお類要の「下糞水」を纂要は「上糞水」に作る。
5	韮	正月上辛、薤を掃去すること	1・9b・8	同文。
5	蔥	種蔥のこと	7・56a・7	類要の方に脱字・脱文が多い。
5	韭	九月、收韭子のこと	2・21a・10 / 9・68b・2	同文。
5	豆豉	六月、豆豉を造ること	6・51a・8	ほゞ同文。類要によって纂要を二字補正できる。
5	麩豉	六月、麩豉を造ること	6・51b・9	纂要が若干すぐれるが、類要によって二字補足できるところがある。

5	梅杏	杏の栽培法	5・45b・8	前段はほゞ一致するが、後段類要は「移須合土三歩一樹穢即味甘服食之家尤宜種之」に作り、纂要は「梅杏皆可多種作油可以後荒歳、俗曰木奴千無凶年」に作り、一致せぬ。
5	接諸果	正月、接木のこと	1・10b・1	若干の文字の出入を除き大半は同じい。相異の著しいのは、纂要が「其砧面并枝頭並令如法」と作るのを、類要に「其砧面并枝頭并以黄泥封之對揷一邊皆同此法」とあるところであろう。
6	種竹	五月十三日、移竹のこと	5・45b・7	類要の「辰日」を纂要は「神日」に作る。他は同じ。
6	柳	種柳のこと	1・11b・11	纂要に「二尺以来」とあるのは類要により「二尺以上」と訂せる。
6	伐木	十二月、竹木を伐ること	12・85b・5	纂要、冒頭の「務」の一字が多い。大体は相似の文。たゞし、纂要には下に三十二字の文が続く。
6	茶	茶の栽培	2・24b・9・1	多少の字句の相異を除き大体は同じい。
6	薯蕷	山居要術を引いた文	2・21b・6	纂要「種木」にあるのは、類要により「種朮」と改められる。
6	蒼朮	二月、種朮のこと	2・23a・9	類要、末尾の「仙家所種」は纂要には「仙家所重」とある。
6	黄精	二月、種黄精のこと	2・23a・11	類要、中間九字の省略がある。大体は同文。
6	百合	二月、種百合のこと	2・23b・4	
6	牛蒡子	二月、種午蒡のこと	2・23b・5	

6	決明	二月、種決明のこと	2・23b・2
6	罌粟	罌粟のまき場所	8・63a・11
6	苜蓿	苜蓿の種えかた	8・63a・4
7	養馬牛總論	三月、交合のこと	3・30b・5
7	牛	牛疫を治するの法	1・14a・9
7	羊	羊の疥を治す法	1・15a・4
7	歳用雜事	正月豎籬落　糞田　開荒　修蠶屋　織蠶箔　造桑機　造麻鞋　春米此月人間　築牆 二月栽柳　舒蒲桃上架　解栗裹縛　去石榴裹縛造醬 是月合㋑寒食前後收柴炭㋺爲中時 造布㋩浣冬衣　採桑螵蛸㋥ 三月利㋑溝瀆　葺垣牆治屋室㋩㋥以待霖雨㋺脱墼　移茄子　造酪　此月牛羊飽茶好造也 四月收㋑蔓菁芥蘿蔔等子　收乾椹子　鋤蒽收乾筍藏筍 此月伐木不蛀　修隄防開水竇　整㋺屋漏以備暴雨	2・25a・8 3・33b・1 4・39b・4

類要の「若嫌老作番種亦得」は纂要に「若嫌老、糞種亦得」となつている。

同文。

同文。

同文。

纂要の方がやゝすぐれるが、大体は同じい。

大体は同文。

豎籬落糞田開荒租放地修蠶屋織蠶箔春米此月人閑造桑机造麻鞋放人工築垣墻

纂要、夫々左の文あり。他は同じ。

㋑造油衣收羔種收乾牛羊糞買氈褥綿衣此月賤三月亦同

㋺造漆器造弓矢

㋩放麦價

㋥可糶粟大小麦麻子等收毛物同四月

㋑順陽氣宣布德賑乏絶

㋺修門戸設守備以防春飢之寇糶黍粟博布貨百日油子丑造者放鋤刈工価

㋩移越瓜茄子

㋥纂要「造酪」以下無く「収蔓菁花作乾菜」とある。

㋑收絲緜詳此合在五月六月買氈

㋺纂要「整」を「正」に作る。

五月灰藏毛羽物　氈須人臥
(イ)不臥則曬箒掃(ロ)　收蠶種豌豆
蜀芥胡荽子

六月命女工織紬絹(イ)收芥子
中秋後種　收花藥子便種之　收李
核便種(ロ)　收苜蓿　收槐花曝乾
研竹此月及八月不蛙(ハ)(ニ)嘔麻(ホ)　曬氈
褥書裘　種小蒜同七月　蘿蔔(ヘ)

5・46b・4

七月收(イ)楮子　浣故衣制新衣
作夾衣　以備始凉(ロ)刈蒿草
種蜀芥(ハ)　分薤　漚晩麻　耕
菜地(ニ)收荷葉陰乾(ホ)　拭漆器
五月至此月晝經雨後漆器圖
畫箱篋須曬乾則不損(ヘ)收蒺
藜子同八月

6・52a・11

八月收薏苡(イ)收角蒿　收韭
花(ロ)收胡桃　收棗　開蚕(ハ)
下旬造油衣　收油麻秫江豆
(ニ)備冬衣　刈莞葦(ホ)

7・60a・1

九月收(イ)豕同十月(ロ)(ハ)收皂角(ニ)　貯
麻子油(ホ)　採菊花　收木瓜(ヘ)
(ト)備冬藏凡蔓菁荏蓼韭輩脆美
而不耐停若旱園菜稍硬停得
至二月

8・65f・11

9・69a・4

(ホ)纂要「晴則晒苕箒掃」に作る。
(ロ)剪羊毛同三月

(イ)草茂燒蓼灰染紺青雜色
(ロ)纂要「此月及八月不蛀」とある。
(ハ)内二神守養魚法具四月門中
(ホ)漚麻、纂要、この字なし。
(ヘ)糶蕎麦別大葱造麦飯

(イ)是月也。
(ロ)糶大小豆糶博縑素糶蕎麦冬葵
(ハ)種の次に「小蒜」の二字あり。
(ニ)伐木斫竹葦曬棗務機杼
(ホ)「收荷葉陰乾」この五字、下文「則不損」の次にあり。
(ヘ)收瓜蒂

(イ)收蒺藜子
(ロ)以備醤醋所用曝書畫曬膠
(ハ)糶麦種貨百日油打墻造墨造筆壓年支油
(ニ)習射命童子入學
(ホ)居柴炭又内三神守術具四月種魚門中

(イ)糶大麦斫竹拭漆器造火爐煮膠同二月
(ロ)「同十月」纂要なし。
(ハ)賣故氊收裛衣香
(ニ)「角」纂要「莢」に作る。
(ホ)纂要「油麦」に作る。
(ヘ)披蘭香
(ト)備冬藏以下、纂要になし。

十月築垣牆墐北戸㋑縛薦遮掩牛馬屋收槐實梓實　收牛膝地黄　造牛衣㋺盤瘞蒲桃　包裹　栗樹㋩石榴樹不爾卽凍死　收諸般穀種大小豆種㋭	10・75a・1	㋑賣縑帛布絮糴栗及大小豆麻子五穀等可出薪炭可 ㋺可買驢馬京中選人少時有可棟又買緋紫帛衫段蕉葛簟席賣故氊緜絮等 ㋩「石榴樹」三字、纂要後段に見ゆ。 ㋩「般」纂要になし。 ㋭煮膠牧豕石榴樹亦包裹不爾凍死
十一月貨薪柴㋑伐木取竹箭㋩造什物農具　折麻放麻　刈蒿棘　貯年支草于隙地至六月及秋霖時俱利倍	11・78a・9	㋑「柴」纂要「炭」に作る。 ㋺糴粳稲栗大小豆麻子胡麻等 ㋩此月堅成
十二月造車　貯雪水㋑收臘糟㋺糞地㋩刈棘屯牆　造農器　收羔種　收牛糞	12・85b・10	㋑「水」纂要になし。 ㋺造竹器碓磑 ㋩造餳糵 ㋩造農器以下、纂要になく「貯草貯皂莢縛苕蒂」とある。

以上の如く、農桑輯要所掲の四時類要は悉く本書に對應文を見出すことができる。そして兩者の構文は殆ど同じで、違いといえば多少の文字の出入か、一方が他を省略したと思われるものが大半である。したがつて、農桑輯要を手がかりとして見る限り、四時類要と四時纂要とは同書の異名であると見るべき公算が多い。しかし、なお仔細に見ると、前掲表五月梅杏の條・歳用雜事の三月の㋩・同十二月の㋩の如き、類要に見えて纂要に見出されぬ章句も若干存することではあるし、その上に四時類要の遺文も、さらに農桑輯要以外からも蒐めてみた上でなければ斷定的なことは言えないと思う。たゞ右の比較を通じて類要と纂要が內容的によく對應することがわかつたのは一つの收穫で、我々は今後、四時纂要をひもどくに當つて、それを類要と對比させつゝ、原文の誤脫を相當多く補正しうる見通しをもつことができたわけである。

(六) さきに私は朝鮮本農家集成の中に收められた四時纂要抄が、韓鄂の四時纂要を大いに參考にして作られたものであろうと推定した。いま山本氏本と四時纂要抄とを比較すると、たとえば四時纂要抄の正月の條のところで

○正月朔朝、四面有黄氣、四方普熟、青氣蝗、赤氣旱、黑氣水

○無風陰而溫、歲豐十倍

○元日、子丑、燒箒足食

○春夏三雨、辰虫生、三雨未虫死、百蔬五果同

○春上甲雨、赤地千里

○齊諧記、呉縣張成、夜見婦人於宅南……

などの文が、それぞれ山本氏本の3・a・4・a・6・a・5・b・4・9・aにその對應の文を有することがわかる。このことによつて、四時纂要と四時纂要抄との間に、緊密な關係ありとする私のさきの推定はいよいよ確實な裏づけをえることになつたと思う。序でながら、四時纂要抄が事を叙するのに、一條を記しては○印をつけ、次の記述に進む方式をとつているのも四時纂要の形式に範をとつたものであろう。

(七) 話の順序が前後するが、四時纂要の效用の一つは、既に亡びた書物の片影を傳えていることである。そのことはかの引用文献のリストを一目すれば明白である。なお、本書には齊民要術の引用が數ケ所あるが、現行本とそれを比較してみると概して纂要の文章が粗雜であるとはいえ、なお要術を補正する手がかりとなるところもある。纂要には、齊民要術と明記しないでも、その實、齊民要術を參看したと思われる部分が少くないから、今後、兩書を詳しく比較するならば、齊民要術の理解に資する文字がなお多く發見されるであろう。

（V）むすび

おそらくは天下の孤本を稱するに近いであろうこの四時纂要の出現は、學界にとつて喜ばしいことである。しかし、この書の利用に當つては、我々はなおいくつかの問題の殘つていることを意識しておかねばならぬ。

第一は、この書が唐末五代の作品であることから、當時大いに發達向上した華中華南の農業技術や生活一般のことが、どこまでこの書にもり込まれているかという點の解明である。この點については、この書の中の稻作記事や稻作に關する占卜の記事等が注目されるのは勿論であるが、その外にも、種藝一般の時期とか疫病の季節とかについての檢討が必要であろう。

第二は、この書の獨創性についての究明であるが、そのためにはこの書の記載全般にわたつて史料の典據の追求が行われねばならない。差當つては齊民要術との對比が最も必要な作業であると考える。

第三には、この書の字句に後人の改撓があるかどうかを檢討せねばならぬ。たとえばこの書には屢々早稻の誤が見えるが、それはいづれも齊民要術にある「旱稻」の文字の誤寫である。我々は一方においては齊民要術・四時類要などとの對校によつて、原文の字句を修正すると共に、さらに技術史的な內容に踏み込んで、後人の增改のあとがあれば、それを摘出しようとつとめなければならない。

（追記）本論文は昭和三十五年度の阪大文學部紀要に掲げられる筈であつたが、諸般の事情からそれが一年度おくれた。その間に山本敬太郎氏の四時纂要影印本の刊行を見た（昭和三十六年十一月十五日發行）。私は山本氏の需めに應じて影印本の解題を執筆したが、それは自然本稿と重複する箇所を含むことになつている。讀者の諒承を願うに共に、影印本原文の參看を期待してやまない（昭和三十六年十一月二十一日、校正に當つて）。

十一　徐諧の歳時廣記について

以上、唐五代の歳時記資料を、その成書の年代を追うて紹介してきた。それらのあるものは、養生延命・醫藥の技法に重點をおいたものであり、またあるものは都市を中心とする宮廷貴族の生活描寫に重點をおいたものであり、さらにあるものは農事・占卜のことに重點をおいたものであつた。私の輯錄したもの九種、その外に、書目の中に名のみ存して復元の容易でないもの、たとえば薛登の四時記二十卷、裴澄の乘輿月令十二卷、王涯の月令圖一軸等々を加えてみるるならば、中國の歳時記資料は唐五代において頗る分化し、その分化した諸面において精細なものと化していつたといえる。

しかし、かの隋の杜臺卿が、それ以前の歳時記關係資料を網羅して、玉燭寶典を集成したように、これら分化した諸記錄を集成しようとする動きも、また存した。今日、私どもは、南宋時代の陳元靚の歳時廣記においてその典型的な姿を見るのである。しかし、陳元靚の書に類する歳時記資料の集成の企ては、早くも五代において見られたのであつた。南宋慶元頃の進士章如愚の著わした山堂考索卷五五　曆數門に

五代南唐徐諧撰歳時廣記、掇二古今傳記幷前賢詩文一、隨レ日以二甲子一編類、凡時政風俗耕農養生之事、悉載レ之

とあり、玉海卷一二　時令の條にもほゞ同樣の記事があつて、陳元靚以前に、その名も同じ歳時廣記という書の作られていたことが知られる。（徐諧の名は、しばしば徐鍇とも書かれる。）

この歳時廣記の撰者たる徐諧のことは、陸游の南唐書卷五に、その傳が見える。それによれば、彼は字楚金、廣陵（江蘇江都）の人、徐延林の子である。五代の南唐に仕えて集權學士　右內史舍人となり、宋の太祖の開寶七年九七五（七月）、五十五歳で卒した。その兄の徐鉉と並び文才に富み、說文解字繫傳・說文韻譜の撰者として令名がある。

崇文總目類書類・玉海巻一二によれば、徐諧の歳時廣記は百二十巻であつて、仲々の大冊であつたことがわかる。ところが、この書は南宋の初めにはすでに一部を闕いたらしく、通志巻六四藝文略　歳時類には、その巻數を一百二十巻と記しているが、宋史巻二〇五　藝文志　農家類にはさらに詳しく

徐鍇（ママ）歳時廣記一百二十巻　内八巻闕

と記している。南宋紹興時代（一一三一―六二）に、崇文總目を改定したとき、秘書省では四庫闕書目というものをも作つた（玉海巻五二　藝文參照）。その書目は、直齋書録解題巻八　目録類によると

亦紹興改定、其闕者注闕字於逐書之下

とあつて、書名を列記しておいて、その闕けたものに「闕」という字を註記したものであつたらしい。その四庫闕書目を清の葉德輝の觀古堂書目叢刻の中に見ると、その巻一史類目録の條に「歳時廣記目録一巻」と記されている。殘念なことに、それに闕字がついていたのかどうかは詳かでないが、特に目録だけをとり出して記載しているところから見ると、或いはその大切な部分が闕けていたのではないかと思われる。

このように徐諧の書には早くから闕けるところがあつたとはいえ、宋人はよくこの書を讀んだらしい。程大昌の演繁露巻四に「太廟先於階下西向拜」という項があるが、そこに

凡行禮太廟、執事行官、皆未登階、先於階下望西再拜、雖人主親祠、亦與群臣同拜、相傳此禮、名爲參神、案徐鍇歳時廣記、東漢人主上陵禮曰、乘輿自東廂下、太常導出、西向拜山陵、旋升阼階、引謝承書曰、蔡邕爲司徒掾、從公到陵、問上陵禮曰、昔、京師在長安時、其禮不盡聞也、光武卽是始葬、乃剏此禮、卽邕此記而參求之

と見えておつて、太廟の祭に關して歳時廣記の記録が參看されている。同じ演繁露には、巻一　花信風の條に

三月花開時、風名花信風、初而泛觀、則似謂此風來報花之消息耳、按呂氏春秋曰、春之得風、風不信則其花不成、乃知花信風者、風應花期、其來有信也（徐諧歳時記春日）

という記事も見える。高似孫もまた同じ書を讀んだとみえて、その著諱略卷六花信麥信の條に

徐鍇（ママ）歳時記曰、三月花開、名花信風

と記している。右の二條を見ると、徐諧は、單に歳時慣行を錄すのみでなく、その行事の淵源來歴についても説明を加えるところが多かつたらしい。

宋人がこの書を讀んだことを示すいま一つの例は林洪の山家清供の百合麪の記事で、そこには

春秋、仲月采根暴乾搗篩、和麪作湯餅、最益血氣、又蒸熟可以佐酒、歳時廣記、二月、種法宜雞糞、山蚓化爲百合、乃宜雞糞、豈物類之相感乎

と見えている（説郛本、小石山房叢書本、同文）。ここには徐諧の書とことわつてないが、陳元靚の歳時廣記には右の文は見當らない。

以上、宋人の著書の中に散見する零細な文を拾つて紹介したが、われわれが最も關心をいだくのは、この徐諧の歳時廣記と、南宋の陳元靚の歳時廣記との相互の關係についてである。

陳元靚は、清の陸心源が重刊足本歳時廣記序にのべているところに從えば、仙者の名のあつた陳廣寒及び廣寒の子で紹聖四年（一〇九七）に進士となつた陳遜の後裔に當る。南宋理宗（一二二五―六四在位）頃の人で、博聞錄・事林廣記の外に歳時廣記四十二卷を著わした。歳時廣記には彼の自序はなく、たゞ朱熹の長子の朱鑑（一一九〇―一二五八）と、劉純（太平惠民和劑局監門の肩書を附す。紹定（一二二八―三三）以前から紹定年間にかけその職にあつた）の二人の序がある。陳元靚の編纂趣意は、この二人の序によつてうかがうの外はないが、その二人とも、徐諧の歳時廣記について論及

していない。特に朱鑑は、荆楚歳時記や秦唐歳時の記する所（おそらくは秦中・輦下歳時記か）に對する批判を行つているが、徐諧の書には及んでいない。この點から見ると、陳元靚の書の成立に對して、徐諧の書が直接大きな影響を與えたとは考えられない。

それならば陳元靚は全く徐諧の書を見なかつたのであろうか。決してそうではない。陳元靚の歳時廣記卷八　立春　望白雲の條を見ると

修眞入道秘言、以立春日清明、北望有紫錄白雲者、爲三元君三素雲也、三元君以是日乘入輿之輪、上詣天帝子候見、當再拜自陳、某乙乞得給侍輪轂、三過見元君之輦者、白日昇天、注云、不見輿服之形、亦宜拜乞之、歳時廣記、載此事、臣鍇擧場嘗試立春日望三素雲詩、蓋取此也

とあつて、明らかに徐諧の歳時廣記を引用している。また卷五　元旦浴香湯の條にも

雜修養書、正月一日、取五木湯以浴、令人至老鬚髮稠黑、徐鍇註云、道家以青木香爲五香、亦名五木、道家多以此爲浴

とあるが、おそらくはこれも徐諧の歳時廣記から、そのまゝ轉載したものであろう。

それにしても、陳元靚が、自著以前に徐諧の歳時廣記があるのを知りながら、なお且つ自著に全く同じい名稱を冠したのはなぜであろうか。その理由として第一に考えられることは、徐諧と陳元靚の時代には二百年以上の距たりがあり、徐諧の歳時廣記が一部の知識人を除いては、殆んど忘れられかけていたことがあげられるであろう。第二には、零細な佚文によつて想像するに、徐諧の歳時廣記は、たゞ諸書の記載を平板的に羅列するものでなく、徐諧自身の論を交えた點が少くなかつた。これに對して、宋代に「廣記」と稱せられるものは、太平廣記の實例が示すように、諸文献の配列が主であつて、いわゆる論のようなものをそこに交えていない。思うに陳元靚は、そのような形をもつて「歳時廣記」本來のあり

かたであるとし、敢えて自らの著に「歳時廣記」の名を冠したとは考えられまいか。

徐諧の歳時廣記がいつごろまで存したかは詳かでないが、明の陳懋學の事玄要言集　天集卷二に

徐鍇(ママ)歳時記曰、三月花開、名花信風

と記しながら、同書の引用書名を列擧したところには歳時廣記の名を連ねていないから、明代には、他書からの孫引による以外に、この書を偲ぶ方法がなくなったのではないかと考えられる。

徐諧の歳時廣記は、陳元靚の歳時廣記の名に壓せられて、今日ではほとんどその價値を認められていない。しかし、百二十卷の書といえば、玉燭寶典以來の歳時記資料の大集成であったに相異なく、陳元靚の歳時廣記及び後段に紹介する周守忠の養生月覽の如き、歳時記資料集成の書の成立を促したものと想像される。この書に關する限り佚文輯錄の問題を離れて一言せざるをえなかった次第である。

十二　結　語

唐・五代の歳時記資料について述べ來つたところを最も簡單な形に要約すれば次の如くなる。

（一）　**千金月令。**

○撰者。京兆華原（西安府耀縣）の人。開皇元年（五八一）生誕說、北朝後周宣帝（五七八―九在位）以前生誕說の兩說あり。どちらかといえば前說が穩當であろう。卒年は永淳元年（六八二）。

○內容。飲食・醫藥のことを月日を追うて記した養生延命を目的とする書。唐の韋行規の保生月錄・宋の周守忠の養生月覽・明の戴羲の養餘月令等の書の體例を開いたもの。もと三卷と傳えられる。生活慣習的記錄も相當豐富である。

○流傳。唐宋時代に盛行。明及び淸初まで完存したらしいが、現在は散佚。朝鮮で十五世紀に成つた醫方類聚に引用多く、その採輯本がある。京都大學附屬圖書館藏、富士川游博士舊藏本がそれである。

（二）　**斉人月令。**

○撰者。千金月令と同じく孫思邈と傳えられるが、崇文總目所揭の原敍が、あまりに儒敎主義的であるところから見ると疑問がある。

○內容。卷數は一卷、又は二卷と傳える。佚文二十條のうち十五條まで、千金月令と同文であることから、私は孫思邈のちの某人が、千金月令中より一般民衆の實用に供しうる條項をえらんで一書に纏めたものと推測する。

○流傳。宋・元・明の類書・書目にその名が見えるが、淸の乾隆頃までには散佚したらしい。

（三）　**金谷園記。**

○撰者、唐中散大夫李邕か。文選の注の作者李善の子の李邕に擬する説があり、その可能性は濃厚である。果してそうであれば、本書の成立は李邕が左拾遺となつた長安年間（七〇一―五年）から、その卒年（七四六）までの間であろう。

○内容。一巻。金谷の名は晉の石崇の金谷園にちなむものであろうか。朝廷の儀禮・貴族の生活・佛教的行事等、唐代の華かな都市の生活面の記録である。

○流傳。宋代ごろには一部の藏書家をのぞき、これを讀む人は少かつた。明・清の歳時關係の類書に稀に引用があるが、中國文献中に佚文は乏しい。これに反し、日本で平安・鎌倉期に愛讀された事實があり、私のあつめた佚文二十條の中、日本文献より抽いたものは十六條の多きを占めている。

（四）保生月録。

○撰者。唐右領車衛兵曹韋行規である。おそらくは九世紀中葉以前の京兆杜陵人。保生月録には唐の德・憲・文宗に仕えた李翺の序がある。李翺がかりに、その序をその國子博士史館修撰時代に書いたとすれば、この書の成立は八〇六―二〇の間となるし、かりにもつとのちに下るとしても李翺の卒した會昌（八四一―五）年間より下ることはない。

○内容。一巻。十二ケ月に分つて、毎月の攝養・種藝・祈穰の術をしるしたもの。簡缺に失するとの評もあつた。

○流傳。宋代には大いに歡迎されたらしい。明代にも完存したようであるが、清代の書目には見當らぬ。なお説郛所收の「宋　韋行規　保生月録」は、宋以後の何人かが養生の書をつくり、名を韋氏に托したものらしく、内容的には全く無關係である。

（五）金門歳節記。

○撰者。不詳。裴度・賈島らと交友關係のあつた文人または官人であろう。九世紀前半の人か。

○内容。巻數不詳。洛陽を中心とした都市の年中行事を錄したもの。

○流傳。唐末あるいは五代の人馮贄の雲僊雜記に引かれる。雜記は珍籍を引くことを旨としていたという。しかし、宋・元・明の類書にも佚文を掲げたものがある。

（六）四時宝鏡。

○撰者。不詳。唐中期以後の人と推定される。

○内容。その書名は「玉燭寶典」と同義であり、唐代人の生活描寫に限らず、生活慣習の源流を溯つて求めている。

○流傳。歳時廣記・事林廣記以外に佚文も乏しく、流傳の範圍は廣かつたとは思えない。說郛には十條の引用があるから、明末には完本が存したのかも知れぬ。

（七）秦中歳時記。

○撰者。唐膳部郎中趙郡の李綽。唐僖宗廣明元年（八八〇）以前に生れ、後梁太祖開平二年（九〇八）以後まで生存していた。

○内容。一巻。唐の宮室を中心とする長安の都市生活を描寫したもの。李綽の自序によると、李綽は唐僖宗廣明元年（八八〇年）における黄巣の長安攻略に遭い、のち、長安往時の繁榮を追想してこの書を作つたと考えられる。

○輦下歳時記・咸鎬歳時記との關係。中興館閣書目・山堂考索には、秦中＝輦下＝咸鎬、三歳時記が同一書として記されている。そこで私は、この三書同一說が正しいかどうかについて檢討してみた結果、まづ秦中歳時記と輦下歳時記については、一應同書說・別書說共に成立ちうる理由があるけれども、私としては別書と見る方に傾くとした。それは宋の紺珠集及び類說所引の秦中歳時記佚文十五條と、御覽・歳時廣記等に引く輦下歳時記の佚文とが、ほとんど一致しないからである。次に秦中歳時記と咸鎬歳時記との關係については、初め唐の韋愼微という人に咸鎬故事の一著があつたを、李綽がほとんどそのまゝ吸收して作つたのが秦中歳時記であり、咸鎬故事を大巾に引いたことから、その別稱が咸

鎬歳時記となつたのであろうと考えた。すなわち秦中歳時記は輦下歳時記とは別書であるが、秦中歳時記と咸鎬歳時記とは同書である、というのが私の考え方である。

輦下歳時記は、黄巣の亂後、李綽が地を蠻隅に避けて著わしたといい、著作の目的・時期は秦中歳時記とほゞ同じい。同じ李綽が、同じころに、二つの歳時記を書いたのは不思議なようだが、秦中歳時記（＝咸鎬歳時記）の方は韋愼微の咸鎬故事にもとづき、一方、輦下歳時記の方は李綽自身の創作に係ると考えれば、疑問はとけるであろう。

○流傳。南宋末には流傳少くなり、明の書目には僅かに著錄を見るが、清の書目には全く見當らなくなる。輦下歳時記は元明並に清初の類書に斷片があるが、いまは散佚。

（八）四時纂要

○撰者。韓鄂。唐末に出で、五代のころ（九百十年代以後）、歳華紀麗を著わした。これも歳時記資料として有用である。

○内容。五卷または十卷本であり、歳華紀麗より前に成る。農業技術・占トのこと多く、四民月令・氾勝之書・齊民要術・保生月錄等を參看したことは明白である。

○流傳。五代の頃より、齊民要術と並び尊重され、北宋眞宗天禧五年（一〇二〇）、官版が成つて諸路の勸農司に頒たれた。南宋士人の莊園に活用され、またその養生の記事は養生月覽に多く引かれた。この書は朝鮮にも齎され、醫方類聚にも多く引用されている。この書はすでに散亡に歸したものと思われていたが、私は山本敬太郎氏所藏の四時纂要と題する一本を見る機會に惠まれ、種々の角度から檢討した結果、遂にこれが韓鄂の書の完本に相違ないことを確認した。しかもこれは天禧刋本に先立つ至道二年（北宋太宗　九九六）本をもとにしたものであることも明かになつた。私の歳時記資料研究途上、最大の收穫である。

○**附。歳華紀麗**について。韓鄂の年代を抑える手がかりとして歳華紀麗のことに若干ふれた。特に、現在のテキスト津逮

秘書所收本について、清の王士禎から、明の胡震亨の僞作の書であるという說が出されているので、特にその問題に立入り、民國の余嘉錫氏の說を援用しながら、現行本僞作說の從うべからざる理由を明かにした。

（九）　**歲時広記。**

○撰者。五代南唐の徐鍇。廣陵の人、字は楚金。兄の徐鉉と共に文名高く、說文に關する著書がある。宋太祖開寶七年（九七五）、五十七歲で卒す。

○內容。一二〇卷。古今の傳記・前賢の詩文、時政風俗、耕農養生のことを集成した書。南宋陳元靚の歲時廣記に先行するものとして注目される。陳元靚がこの書を利用したことは察せられるが、大きな影響を與えられたとは思われない。

○流傳。宋の初めすでに缺本を生じていたらしい。宋人がこの書を讀んだ名殘は宋人の文中に二・三見えるが、輯本をつくりうるほどの佚文は存在しない。明代にはおそらく亡んでしまつたであろう。

本稿のはしがきにおいて、私は唐五代の歲時記十二種について解說することを豫定した。その十二種のうち、咸鎬故事は、私見によれば秦中歲時記の中に事家上吸收されたと思われるので、特に一章を立てるには及ばなかつた。また輦下歲時記・歲華紀麗の二書は、それぞれ、秦中歲時記・四時纂要と深い關係にあるので、秦中歲時記・四時纂要の項に含めて論じたのである。このようにして私は、多少精粗の不均衡はあつたにせよ、一應、豫定の書物のすべてにふれた次第である。ひとくちに唐・五代といつても、それは三百年以上の長い年月にわたる。唐・五代の歲時記のそれぞれが、その長い年月のうちのいつ頃に成立したのか、その年代的な位置づけも、ほゞ終つたつもりである。

後篇をなす資料篇においては、千金月令・齊人月令・金谷園記・保生月錄・金門歲節記・四時寶鏡・秦中歲時記・輦下歲時記等八種の書の輯本を掲げる。右のほかに、津逮秘書の中に收められている歲華紀麗と、山本敬太郎氏が覆印を計畫

・實現された四時纂要を幷せ見ていただくならば、讀者は唐・五代の歳時記資料の檢索に關しては、概ねすべて盡すことになるであろう。なお私は、諸書所引の四時纂要の斷章百十二條をあげ、山本氏本との對校を添えた。また、唐・五代の資料ではないが、唐・五代の歳時記研究に大きく役立つところの南宋周守忠撰の養生月覽の合校本を附錄とするが、陳元靚の歳時廣記を補うものとして、利用に價するものと思う。

唐・五代の歳時記を、その性格によつて分類すると、およそ三つの系統になると思う。一つは、千金月令・齊人月令・保生月錄・四時纂要等、養生延命の書であり、中に多少農書的性格をこめたたぐいである。二つは、金谷園記・金門歳節記・秦中歳時記・輦下歳時記等、都市生活を描寫するのたぐいである。そして三つは、四時寶鏡・歳時廣記等、年中行事の源流を尋ね、あるいは歳時記資料を集成するのたぐいである。

私がここで注目したいのは第一・第二とである。思うに、中國の歳時記は、梁の宗懍の荆楚記において典型的な姿に到達したといえようが、そこでは人間のもつ對社會的ないとなみと、對自然のいとなみとが、一つの書の中に巧みな調和を保つてもりこまれていた。ところが、醫方・飲食・農業生産等の問題を通じて、自然に對する人間のあり方が深く追究され、自然に對する知識が增大してくる一方、唐代における都市の發達が人間と人間との接觸面に生ずる社會的な慣行を複雜なものとし、また豐富華麗なものとしていくと、一つの書物の中に、兩者を渾然融和させることが困難になつてきた。ここに歳時記資料は分化せざるをえなくなつたと考えられる。これは資料的には詳しいものを生み出す原因とはなつているが、またその反面、一つの文献の中から人間生活の多様性をくみとることを困難にしてしまつたことは否定できない。

とろろで中國の歳時記の歴史を辿つてみると、ある程度、個々の文献が積り重なると、それを集成する動きが見られる。古く呂氏春秋の十二紀などもその例にもれないであろうが、漢六朝における四民月令・周處風土記・荆楚記のあとに

玉燭寶典や荆楚記の注の成つたのはまさしくその動きに外ならなかつた。唐の中頃から五代にかけて、さきの第三の系統の書が出てくるのは自然の勢いであつた。たゞ玉燭寶典等のばあいには、それまでの歳時記資料が、とかく一部の地域を對象としているのを改めて、中國の世界を一つのものとしてとらえるという意識がはたらいていた。ところが、千金月令以下、唐・五代の歳時記資料には、いわゆる地域性という觀念が濃厚には見られない。徐諧の歳時廣記が今日に殘らないのは全く殘念であるが、おそらく、その書の歳時記資料集成の目的は、いわゆる地域性の克伏ではなくして、むしろ、性格的に分化しすぎたものを再統一することにかゝつていたであろう。

總じて思うに、唐・五代の歳時記資料には、周處風土記や荆楚記のような滋味をたゝえた書物がない。その意味では、この時代は稔り少い時代といわざるをえない。しかし、また別の見方をするならば、さきの三つの系列の中の第一、すなわち千金月令や保生月錄等は、宋代の攝生月令・養生月覽・明代の養餘月令等の先驅をなし、またその第二、すなわち金谷園記や秦中歳時記等は、宋代の東京夢華錄・乾淳歳時記・清代の燕京歳時記等の祖型となり、またその第三、すなわち四時寶鏡・歳時廣記等は、宋代の歳時雜記・歳時廣記等の體例となつたといつても過言ではないのである。このように唐・五代の歳時記資料が、のちの文献のありかたに、なにがしかの影響をもちえたと考えるならば、それはそれなりに十分の存在價値を有していたといえるであろう。

附篇　養生月覧について

（Ⅰ）附説の目的

私の中國古歳時記復元の作業は、一應、唐・五代のところまでで、その豫定を終つたことになる。歳時記の復元に當つては唐宋以後の隨筆・雜書や類書などからの佚文の輯錄が必要であるが、いま一つ大事なこととして、宋代以後の歳時記類、中國でいわゆる時令の書を檢索するしごとがある。南宋の陳元靚の歳時廣記を初め、明の馮應京の月令廣義、清の蕭雲澤の月日紀古などはその代表的なものであるが、近時、中國では明の戴羲の養餘月令や清朝欽定の授時通考の出版も行われて、多大の利便が與えられている。これらの書は比較的大部の書物で、目につき易いものであるが、この外にも、比較的小冊でありながら、貴重なものがないわけではない。頭記の「養生月覧」は、まさにその代表的なもので、私は特に千金月令・四時纂要の二書の研究に關連して、この書の恩惠に浴すること多大であつた。そこで、ここに附篇として、養生月覧の解説を行ない、またその原文を校訂したものを掲げて、大方の利用に供したいと思う。

（Ⅱ）撰者とその內容

養生月覧のことは、正史の藝文志には見えず、文献通考にも記載がない。たゞ四庫全書總目提要卷一三一　子部四一雜家類存目八に、兩淮塩政採進本である「養生雜纂二十二卷附月覧二卷」の解題があつて

宋周守忠撰、守忠號窠菴（案窠古文松字）不知何許人、初以養生宜忌之事、按月編錄、名曰月覧、後於嘉定壬午、又廣爲雜纂、首爲總敍三篇、次以事類、分爲十三部、後人以月覧附刻於後、共爲一書、總題養生雜類、非其本名也

と見えている。これによると、養生月覽は南宋の周守忠の撰であることがわかる。しかし周守忠については、宋史を初め、宋代關係の文献に所傳がなく、その經歷を詳かにすることができない。たゞ、この人の撰に係る書物は他にもいくつか存したようで、四庫提要卷一三七　子部　類書類存目一には「姫侍類偶二卷（浙江呉玉墀家藏本）」の解題があり、卷一四四　子部小說家類存目二には「古今諺（永樂大典本）」の解題がなされている。前者は、南宋寧宗の嘉定庚辰（十三年。一二二〇）に成つたもので、朝奉大夫鄭域中と周守忠自身の序を附し、その目的は、侍兒小名錄にならい、その體は四言隔句で韻をふくみ、概ね太平廣記を以て稾本とし、また諸家の詩集を兼ね採つたものであり、後者は古今の俗諺をそれぞれ史傳・鄙俚より取つて集めたものである。この外、宋史藝文志補の醫方類には

周守忠　名醫蒙求一卷

の記載があるが、その内容は明かでない。ともかく、これらの書のあることから周守忠が、ひとり養生宜忌のことばかりでなく、醫學・傳怪・詩歌・古諺等にわたる該博な知識のもち主であつたことが知られる。

養生月覽の内容についてはのちに詳しく述べるが、およそ養生の語は、おそらくは莊子の篇名に由來し、古來醫方の書によく冠せられた。隋志には養生注・養生術・龍樹菩薩養性方・養生要術・養生服食禁忌・養生傳・帝王養生要方の名が見え、舊唐志には養生要集・新唐志には養生要錄・宋志には新修衛養生用藥補瀉論・歲時廣記には養生論・養生必要などの名が見える。養生月覽もむろんこうした一連の書の名に因むもので、道家的色彩を帶びた醫方の書に外ならぬ。たゞ、そうした醫方を時令として日々の生活の營みの中に織込もうとしたところに特徴があり、その點では、唐の孫思邈の撰と傳えられる千金月令や韋行規の保生月錄の範疇に屬した。宋代には呉興の姚稱に攝生月令の著があつたが、養生月覽もそのたぐいであつたろう。

養生月覽は宋志に著錄されておらず、宋代における流行を推すこともできない。しかし、元を過ぎ明代になると、多く

の人の注目をひいたらしく、明人の書目の中にもその名が掲げられている。私の知る限りでは、次の如くである。

〔百川書志、高儒撰。世宗嘉靖庚子（十九年。一五四〇）自序あり。巻五　時令類〕

養生月覽二巻

南宋榕菴周守忠編次諸書、逐月、養生宜忌之事五百一十七條

〔寶文堂文類書目、嘉靖二十年（一五二一）の進士、晁瑮撰。類書類〕

養生月覽　巾箱板

〔濮陽蒲汀李先生家藏目錄、李廷相撰。李氏は嘉靖二十三年（一五二四）、六十四歳で卒す〕

養生月覽　四本

〔萬卷堂書目、朱樺撰。穆宗隆慶庚午（三年。一五七〇）八月中秋日序あり。巻三　醫家類〕

養生日（ママ）覽　一卷　周□忠

〔脉望館書目、趙琦美撰。趙氏は熹宗天啓四年（一六二四）、六十二歳で卒す〕

養生月覽　一本

〔玄賞齋書目、董其昌撰。董氏は思宗崇禎十三年（一六三六）、八十三歳で卒す。時令類〕

養生月覽

〔近古堂書目、明末某氏撰。子農家類〕

宋人周守忠集

以上の通りであるが、中でも百川書志は養生月覽の條數を明示している點で注目される。百川書志巻五　時令の條には

月令通纂　四巻

皇朝翰林學士金城黃練纂、取二禮記月令尙書堯命羲和之辭一分載、時月之首、刪二取養生月覽農桑撮要及方藥依一時修爲者一、逐一月載一之

とあるが、このことから見ても、養生月覽が時令の書の代表的なものとして尊重されていたことがわかる。

清に入つてからも、錢曾の也是園藏書目に

周守中（ママ）　養生月覽　二卷

とあり、王聞達の孝慈堂書目（時令類）に

養生月覽　周守忠　二卷　一冊綿紙

とあり、黃虞稷の千頃堂書目卷一四補に

養生月覽　二十五卷

と見えている。

民國になつてからも、この書はなお存したものらしく、岡西博士の宋以前醫籍考によれば重訂浙江公立圖書館保存類目錄と、二續中國醫學書目の中に、この書のことが記載されているという。前者は明書林余尙勳校本、後者は明の胡文煥（全菴）校正、萬曆二十年（一五九二）虎林胡氏文會堂刊本である。特に文會堂本については字詰・行數・大きさ等が詳記されておるから、岡西博士自身、それを親しく見られたのであろう。しかし、戰後において、この二書がどうなつたかは、詳かでなく、近時、中國で醫方の書の刊行が盛んであるにも拘らず、絕えて養生月覽刊行の企てのあることを聞かぬから、今日の中國では、容易にこれを見ることができないのかも知れぬ。

これに對し、現在の日本に「養生月覽」が少くとも三本、存在していることは欣快に堪えぬところである。以下、その三本に卽しながら養生月覽の內容につき、いま少し具體的な解說を加えてゆくことにしよう。

(Ⅲ) 養生月覽の諸本

現在、私の知っている養生月覽は次の三通りである。

(一) 武田(製薬)研究所圖書館所藏本。もと三木榮博士が蒐められた朝鮮寫本。序も跋もなく、撰者の名も記されていない。三十一葉で、そのあとに新刻攝生集覽の筆寫四葉が添えられている。紙の汚れが甚しい。上・下卷一冊。

(二) 内閣文庫所藏本の一。もと紅葉山文庫所藏本。周守忠の自序、目錄あり、本文の初めに

　　窠菴周守忠　纂集

　　鄉貢進士錢塘縣知縣樵陽謝頴校正重刋

と記す。本文は四十葉。上・下卷一冊。江戸期の寫本。

(三) 内閣文庫所藏本の二。もと醫學館本。多紀氏藏書印のあるところからすると、多紀元簡の聿修堂書目に著錄されたものかも知れぬ。序・目錄に次ぎ、本文は三十四葉。上下卷一冊。江戸期の寫本。行數・字詰の違いを除き、體例は紅葉山本と同じいが、末尾の五條が缺けている。

まづ内閣文庫の二本に見える周守忠の自序を引くと、

　　予嘗講二求養生之說一、編次成集、謂二之月覽一矣、懼二其遐遺一、於レ是復爲二雜類一、收二羅前書未レ書之意、非二固爲二諄復一、蓋欲二覽レ之得二其詳一也、昧者審二乎是一、始見二予之月覽一也、或患二乎拘一、嗣見二予之雜類一也、復慮二乎雜一、胡不レ思下淘二金於砂一、然後麗水之寶出焉、採二玉於石一、然荆山之璞見上焉、弗レ始二乎拘一、烏乎レ達、弗レ由二乎雜一、烏乎レ一、予書之詳也、蓋指レ人、以二入レ道之序一、若夫深造自得、左右逢レ源、則付二諸悟理一、君子夫何疑焉、嘉定

十五年歳次壬午迎富之日、察菴周守忠書

とあつて、編書の趣意が明白になる。これによると、周守忠の養生月覽は、別に養生の雜類の書と姉妹篇をなし、前者は簡明、後者は詳密であつたらしい。そして月覽が先づ成り、雜纂があとに成り、兩書の完成をみたのが南宋寧宗の嘉定十五年（一二二二）であつたわけである。

月覽と姉妹篇をなす雜纂は明代の書目、脉望館書目・百川書志・古今書刻・天一閣藏書目錄等に養生雜纂として著錄されているものであろう。卷數は二十二卷であるが、晁氏寶文堂書目　類書類・萬卷堂書目　醫家類・紅雨樓書目・玄賞堂書目（以上、明代）、也是園藏書目・知聖道齋書目（以上、清代）に著錄される養生類纂も、その卷數が同じく二十二卷であるところからすると、同じ書であると思われる。

養生月覽の序を見ると、それはひとり「月覽」に對する序であるばかりでなく、養生雜纂（＝類纂）の序をも兼ねているようである。わが內閣文庫には、醫學館本の養生類纂が藏せられているが、それは、月覽と同じく、明の謝頤の校正重刊本をもととした寫本であり、それに捺されている藏書印も全く月覽と同じい。このように見てくると、養生月覽は初めから雜纂（＝類纂）を合せて世に傳えられたものにちがいない。

清の盧文弨が清初の倪燦の稿をもととして作つた宋史藝文志補、及び清の黃虞稷の千頃堂書目をみると、養生月覽二十五卷とあるが、これは必しも「二卷」と書くべきところを誤まつたのではなく、養生月覽の名の下に、養生雜纂その他周守忠の一連の養生延命の書が幷せ行われていたことを示すものであろう。

さて養生月覽は、周守忠その人の創作の文ではなく、それ以前の諸書の拔萃によつて構成されている。右に列擧した三本の中には、間々、出典の缺けている文があるが、三者を相補わしめるならば、悉くその出典が明かになる。

明の高儒の百川書志によると、養生月覽は養生宜忌のこと五百十七條をのせていたという。現行本の中、最も體裁のと

とのつた紅葉山文庫本によつて數えると、五百十四條である。この違いは一寸した數え方のちがいからも起りうるので、さして問題にするには當らないであろう。引用書を初出の順にあげてみよう（紅葉山本による）。そして說明を必要とする書物には若干の解說を附してみる。

（一月）

○月令圖經（引用三條）。撰者及び成書年代不詳（以下同様の場合、不詳と記す）。

この書、明の萬曆刊の月令廣義の正月・三月・五月に各一條、崇禎刊の養余月令の五月に一條引用されているが、養生月覽は、その悉くを含む外、元日に關し、獨得の引用文二條を掲げている。

○四時纂要（十一條）。唐—五代、韓鄂撰。

○雜五行書（三條）。荆楚歲時記に引用文あるも不詳。

○歲時雜記（四條）。北宋末—南宋初、呂希哲撰。

○荆楚歲時記（五條）。梁　宗懍原著。

○瑣碎錄（五條）。南宋初か。歲時廣記に十七條引用さる。陳暐撰。三卷。（三木博士「朝鮮醫書誌」三九四頁による。）

○太平御覽（一條）。宋、李昉撰。

○風土記（一條）。呉—晉、周處撰。

○雜修養書（一條）。不詳。但し、養生月覽の雜修養書の引用文「正月一日、取五木煮湯以浴、令人至老鬚髮黑」に南唐の徐鍇が「道家謂、青木香爲五香、亦云五木」と注しているところからすれば、五代以前の書たること疑いを容れぬ。

○四民月令（一條）。後漢、崔寔撰。

○王燭寶典（二條）。隋、杜台卿撰。

○雲笈七籤（九條）。宋、張君房等撰。

○墨子秘錄（二條）。不詳。隋志醫方の條に「墨子杭内五行紀要　一卷」あり、同系の書か。

○本草（三條）。隋志醫方類に「本草二卷　徐大山撰」とあり。崇文總目卷三に「本草二十卷　李勣撰」とある。いづれかであろう。

○梅師方（二條）。不詳。證類本草に引用多し。南宋の醫方の書か。

○搜神記（一條）。晉、干寶撰。

○肘後方（一條）　隋志に「扁鵲肘後方三卷」とある。

○千金月令（五條）。唐、孫思邈撰。

○傷寒類要（一條）。宋志醫方類、「四卷」に作り、通志藝文略醫書類、「十卷」に作る。共に撰者を明記せぬ。證類本草に引用多し。

○千金方（五條）。唐、孫思邈撰。

○食醫心鏡（一條）。不詳。荆楚歲時記に引用文あり。

○金匱要略方（一條）。宋志醫書類に「金匱要略方三卷　張仲景撰　王叔和集」とある。

○莊子（一條）。

○四時養生論（一條）。不詳。歲時廣記卷四〇　歲除　臥井傍に「養生論」の引用がある。或いはそれか。

○黄帝素問（一條）。隋志醫方類に「黄帝素問九卷　梁八卷」に作る。

（二月）

○雲笈七籤（八條）。

○千金月令（四條）。

○歳華紀麗（一條）。唐―五代、韓鄂撰。
○四時纂要（九條）。
○白雲先生雑忌（二條）。不詳。崇文總目卷四　道家類に「白雲仙人靈草歌一卷」あり、或いは同一人に假托された書か。月令廣義や養余月令の引用文は、大體、養生月覽と似ているが若干の異同があり、史料的に親子關係をなしているとはいえない。總じて養生月覽の方が書名を詳しく掲げ、引用文の數において勝っている。
○梅師方（一條）。
○千金方（三條）。
○本草（一條）。
○四時養生論（一條）。
○頤生論（一條）。不詳。宋志醫書類に「混俗頤生錄二卷」という書があり、通志卷六七・崇文總目卷四によれば劉詞撰とある。この書か。
○瑣碎錄（一條）。
○歳時雑記（四條）。

（三月）

○雲笈七籤（十條）。
○外臺秘要方（一條）。唐、王燾撰。
○千金月令（三條）。
○四時纂要（五條）。
○百一方（一條）。不詳。三木氏本は「百歌」に作る。宋代の遂初堂書目術數家類に「百章歌」あり、文獻通考經籍考子部醫家類に「傷寒歌三卷、陳氏曰、許叔微撰、凡百篇、皆本仲景方」とあり、郡齋讀書志後志卷二醫書類に「傷寒百問三卷、右題曰、無求子大觀初著書」とある。百歌はこのいづれかに當るのであろう。
○月令（一條）。
○荆楚歳時記（一條）。
○瑣碎錄（二條）。
○千金方（七條）。
○本草（三條）。
○金書仙誌戒（一條）。不詳。養餘月令六月の條に「僊誌戒」一條の引用があるが、養生月覽の引用と多少文章に相異がある。
○眞誥（一條）。梁、陶弘景撰。
○風土記（一條）。
○白雲先生雑忌（一條）。
○瑣碎錄（六條）。
○食療本草（一條）。征和證類大觀本草一、序例によれば、「唐同州刺史孟詵撰、張鼎又補其不足者八十九種、幷舊爲二百二十七條、凡三卷」とある。
○歳時雑記（一條）。
○齊民要術（一條）。北魏　賈思勰撰。

（四月）

○雲笈七籤（六條）。
○四時纂要（三條）。
○攝生月令（四條）。通志藝文略道家の條に、「攝生月令一卷呉興姚稱撰」とある。
○外臺秘要方（一條）。
○金書仙誌戒（一條）。
○白雲先生雑忌（一條）。
○千金月令（四條）。
○千金方（五條）。

○食醫心鏡（一條）。
○四時養生論（二條）。
○瑣碎錄（一條）。
○金匱要略方（一條）。
なお四月の末尾より二番目の條は、楓葉山本・醫學館本、共に出典を缺き、三木氏本はそこが落丁になつている。

（五月）

○雲笈七籤（五條）。
○本草（九條）。
○四民月令（一條）。
○荆楚歲時記（二條）。
○風俗通（二條）。後漢、應劭撰。
○四時纂要（七條）。
○千金月令（四條）。
○歲時雜記（七條）。
○四時養生論（一條）。
○瑣碎錄（十八條）。
○抱朴子（一條）。晉、葛洪撰。
○千金方（八條）。
○千金翼方（一條）。唐、孫思邈撰。
○食療本草（一條）。
○博濟方（一條）。直齋書錄解題卷一三醫書類に「王氏博濟方　三卷　太原王堯撰慶曆七年序」とある。文獻通考經籍考子部醫家類には五卷に作り、慶曆年間に仕官の暇に家藏の七十餘方を出し、そのよいものをえらんで、この書をつくつたもので、その方はどれも卓效があつた、と說明されている。
○大戴禮（一條）。
○廣恵方（一條）。不詳。養餘月令五月の條に一條引用されているが月覽の方が詳しい。
○肘後方（一條）。
○墨子秘錄（三條）。
○問禮俗（一條）。三國魏、董勛撰。
○金匱要方略（一條）。
○白雲先生雜忌（一條）。
○酉陽雜俎（一條）。唐、段成式撰。
○月令圖經（一條）。
○後漢書禮儀志（一條）。晉、司馬彪撰。

（六月）

○四時纂要（八條）。
○雲笈七籤（六條）。
○眞誥（一條）。
○千金月令（二條）。
○千金方（九條）。
○瑣碎錄（三條）。
○荆楚歲時記（一條）。

（七月）

○白雲先生雜忌（三條）。
○四時纂要（八條）。
○雲笈七籤（七條）。
○千金方（八條）。
○淮南子（一條）。漢、劉安撰。
○太平御覽（一條）。

○淮南萬畢術（一條）。漢、劉安撰。
○正一修眞指要（一條）。不詳。但し歳時廣記に「正一旨要」として五條引用さる。
○瑣碎錄（三條）。
○本草（三條）。
○千金月令（三條）。
○孫眞人食忌（二條）。不詳。證類本草に引用される。孫思邈に假托された書か。
○歳時雜記（一條）。
○風土記（一條）。
○韋氏月錄（二條）。唐、韋行規撰。
○墨子秘錄（五條）。
○金匱要方略（一條）。
○黄帝素問（一條）。
○四時纂要（一條）。

（八月）

○千金方（六條）。
○續齊諧記（一條）。南朝宋、東陽無疑撰。
○四時纂要（七條）。
○雲笈七籤（七條）。
○千金月令（四條）。
○荆楚歳時記（一條）。
○墨子秘錄（一條）。
○食醫心鏡（一條）。
○本草（三條）。
○本草圖經（一條）。郡齋讀書志卷三下醫家類に「圖經本草二十卷」とある。はじめ劉禹錫、林億ら六人、詔を受けて神農本草を作った。また郡縣が詔を承けて、その産するところの藥を圖にして上つたことがあつたが、蘇頌らはこれをもととし、外にも衆說を類聚詮次し、條目を立て、嘉祐六年（仁崇代、一〇六一）に上進した。本草圖經はこの書のことであろう。
○食療本草（一條）。

（九月）

○太清草木方（一條）。梁、陶宏景撰。
○風土記（一條）。
○西京雜記（一條）。晉、葛洪撰。
○歳時雜記（二條）。
○四時纂要（二條）。
○聖惠方（一條）。文獻通考卷二二三　子部醫家に、「太平聖惠方一百卷　晁氏曰、太宗皇帝在潛邸、日多蓄名方異術、太平興國中、内出親驗者千餘首、乃詔醫局、各上家傳方書、命王懷隱・王祐・鄭彦・陳昭遇、校正編類、各篇首、著其疾證、淳化初書成、御製序引」とある。
○外台秘要方（一條）。
○金書僊誌戒（一條）。
○眞誥（一條）。
○雲笈七籤（九條）。
○千金月令（二條）。
○千金方（六條）。
○本草（二條）。

（十月）

○四時纂要（四條）。

○眞誥（一條）。
○雲笈七籤（七條）。
○正一修眞旨要（一條）。
○經驗後方（一條）。不詳。但し歳時廣記卷二二に一條、證類本草に多數引用される。
○太清草木方（一條）。
○千金月令（二條）。
○白雲先生雜忌（一條）。
○千金方（六條）。
○本草（三條）。
○瑣碎錄（一條）。
○金匱要方略（三條）。
○黄帝素問（一條）。

（十一月）

○四時纂要（九條）。
○雲笈七籤（五條）。
○千金方（四條）。
○本草（一條）。
○千金月令（一條）。
○後漢書禮儀志（一條）。
○養生要術（一條）。隋志醫術の條に「養生要集十卷張湛撰」に作る。
○瑣碎錄（一條）。
○三洞要錄（一條）。不詳。但し、證類本草卷九地榆・卷二八葱實の條に各一條引用さる。
○禮記（一條）。

（十二月）

○雲笈七籤（五條）。
○四時纂要（八條）。
○荆楚歳時記（一條）。
○夢華錄（一條）。
○千金方（七條）。
○墨子秘錄（二條）。
○本草（一條）。
○搜神記（一條）。
○淮南萬畢術（一條）。
○養生要集（一條）。
○瑣碎錄（五條）。
○本草圖經（一條）。
○續傳信方（一條）。不詳。歳時廣記卷三九　臘日　收狐膽の條に同文の引用あり。
○和劑局方（一條）。文獻通考卷二二三　經籍考子部　醫家に「和劑局方十卷　晁氏曰、大觀中、詔通醫刋正藥局方書、閲歳書成、校正七百八字、增損七十餘方、陳氏曰、庫部郎中陳師文等校正、凡二十一門、二百九十七方、其後時有增補」とある。
○千金月令（一條）。
○歳時雜記（二條）。
○魚龍河圖（一條）。不詳。唐の張彦遠の歴代名畫記に引用される。

以上、煩をいとわず、引用書を列擧してきたが、その種類は六十にも登り、その中には墨子秘錄・白雲先生雜忌・金書

僊誌戒・頤生論・百歌を初め今日ではその書の由來をも詳かにできぬような珍しいものが多く含まれている。私どもが中國の歳時習俗を知ろうというときに、その種の史料の集成されたもので今日に原形の殘つているものとしては、さきに隋の杜臺卿の玉燭寶典があり、のちに宋の陳元靚の歳時廣記がある。寶典の十二巻、廣記の四十巻（内、第六巻は原缺）に較べれば、養生月覽は僅か二巻の小冊であり、所詮、前二著の詳細に及ばぬけれども、獨創的な記事を多く含む點において、侮りがたい價値をもつものというべきである。特に寶典や廣記はいわば歳時記資料の辭典的集成であるのに對し、養生月覽は、それ自體、現實生活の營みを規制しようという目的をもつているので、記載内容も一段と具體的である。たとえば、沐浴とか、白髪を抜くことに關する記事を、これほど丹念に集めている歳時記資料は他に類例がないであろう。養生月覽はその土臭さの故に、民俗資料として見逃せぬものであるといえるであろう。明代に入つてこの書が、月令通纂の中に收載されたのも當然である。また、明の崇禎年間に刊行された戴羲の養餘月令の如きは、その書名の近似している點といい、白雲先生雜忌・頤生論・墨子秘錄・金書僊誌戒等、養生月覽以外にその文を容易に見出しがたい書を引く點といい、養生月覽の影響の下に作られたといつて大過なかろう。

この書の利用されたいま一つの例をあげよう。江戸時代、家綱の時代に、養性（ママ）月覽という書物が刊行されている。それは十二字六行、四十三葉の小冊で、冒頭に「故道三撰」と記され、末尾に「洛下玄朔敬識　寛文拾二歳（一六七二）正月吉祥」と記されている。いま竹岡友三氏の醫家人名辭書によつて調べると、玄朔は曲直瀨（まなせ）正紹のことである。この人は初め玄朔と稱し、天正の初め勅を奉じ父の稱道三を受け、東井と號した。天正九年（一五八一）・慶長二年（一五九七）、それぞれ正親町天皇・後陽成天皇の診療に當り共に功があつた。彼は城州の人であつたが、台廟に從つて江戸に移り住み、よく生徒の教導に當り、寛永八年（一六三一）十二月十日、江戸で卒した。享年八十三ということであるから、生年は天文十八年（後奈良天皇代・明世宗嘉靖二八年　一五四九）ということになる。本書末尾の寛文十二年というのは玄朔の卒

後における刋行年次を記したものであろう。冒頭にいう「故道三撰」は、玄朔の父もまた「道三」と稱したことから、一寸紛らわしいが、やはり玄朔その人を指すものであろう。「故」の文字は、この書の刋行當時に、玄朔が死歿していたので特につけられたものであろう。ところで曲直瀨玄朔の養性月覽は、別に周守忠の養生月覽との關係を明記するところがなく、この書だけを見れば、玄朔の創作としか受取れない。しかし、その內容を逐條檢討するならば、それが周守忠の書の拔萃であることは直ちに判明する。後述する如く、明では成化五年（一四七四）に謝頴が養生月覽の校正本を作つた。それは忽ち日本に舶載され、玄朔の書を生んだのである。これまた周守忠の書の後世への一影響といえよう。なお寛文本の訓點は詳密で周守忠本讀解に資する所が多い。

最後に養生月覽の版本について考えてみよう。內閣文庫所藏の養生類纂を見ると

重刋養生延壽諸書引

昔蔡菴周守忠編集養生延壽諸書、其示人之意至詳矣、年遠書己世無傳者、學道之士、良可歎焉、迨我國初藩府雖有刻本、奈何字跡微若粟粒、中間多所模糊、不便於覽者、每欲易書重刻、以事繁劇輒止、間得鄉貢進士沈徵文因者、慨然肯爲親書、不彌月、果得錄出見示、余喜其字畫疎朗、遂以取錄本、僦工鋟梓以傳用、爲四方好事君子脩德造道萬一之助云、時

成化甲午孟秋、文林郎鄉貢進士知錢塘縣事譙陽謝頴　謹識

と書かれている。さきに論じた通り、この養生類纂は、養生月覽と共に養生延壽諸書として並び行われていたと考えられるから、この時も、類纂・月覽共に改版刋行されたにちがいない。

すなわち、養生月覽は養生類要と共に、明初、藩府の刻本があつたが、それはあまりに文字が細かく、また次第にぼやけてきて判讀しがたくなつていた。それを鄉貢進士の沈徵が得て刋行したのであつて、時は明の憲宗の成化五年であつた

（一四七四）。

ところで、明の世宗の嘉靖三十八年（一五三九）に進士となつた周弘祖は、古今書刻という書を編纂している（觀古堂書目叢刊所收）。この書は明代に刊行された書物の名を列擧しているが、その上編に

遼府　養生日覽（ママ）

と見えている。これは謝頴の刊本以後の刊本の意味ではなく、いわゆる國初の藩府の刻本を指すのであろう。

次に岡西博士はその著「宋以前醫籍考」の四八八頁に

〔二續中國醫學書目〕養生月覽。二卷二冊。十行二十字。框横一三・七糎。縱一九・八糎。周守忠（松菴）編輯。明。胡文煥（全菴）校正。明萬曆二十年、虎林胡氏文會堂刊

と記し、萬曆二十年（一五九二）刊本の存することを明かにしておられる。

このように見てくると、現存の文献で知られる限り、養生月覽には

㈠　國初藩府刻本（＝遼府本？）

㈡　成化五年（一四七四）謝頴校正重刊本。

㈢　萬曆二十年（一五九二）胡文煥校正重刊本。

の三種の存したことが考えられる。

さてそれならば、私どもの見得る三通りのテキストは、右のどれに當るのであろうか。內閣文庫の所藏に係る舊紅葉山文庫本、舊醫學館本が共に成化五年本に相當することは、兩書共に「謝頴校正重刊」と明記されていることから明かである。問題は舊三木博士本、すなわち現在の武田研究所圖書館所藏本である。

試みに內閣文庫の二本と、三木氏本を較べてみると、次のような點で大きな相異がある。

(一) 内閣文庫本に出典が缺け、三木氏本に明記されている例のある點。（例）元日五辛盤。元日取小便洗腋氣。それぞれ出典は周處風土記・瑣碎錄。

(二) その反對の場合。（例）三月三日勿食五藏肉。三月三日取枸杞菜。出典は共に雲笈七籤。

(三) 出典の記載を異にする點。（例）「三月三日是神日」の條、紅葉山本は「百一方」、醫學館本は「百一歌」とし、三木氏本は「百歌」とする。「十二月二十四日…照虛耗」の條、内閣本は「瑣碎錄」、武田本は「夢華錄」と記す。

(四) 字句の異同。（例）「五月五日午前…寫荼字倒貼之」の下、内閣本、「不敢近」とあるも、三木氏本、「蛇蝎不敢近」に作る。「二月上壬日」・「上丙日」を、三木氏本は夫々「上丑日」・「上卯日」に作る。「八月二十日宜浴」を三木氏本「八月二十五日宜浴」に作る。九月九日の「治酒醉」を、三木氏本「治頭風」に作る。

以上はほんの幾つかの例をあげたに過ぎないが、一應、内閣文庫の二書と、三木氏本とは別系統のテキストと見るべきであろう。未だ、斷定的なことをいう確信はないが、三木博士舊藏本は或いは、前掲中(三)の萬曆二十年の胡文煥校本に相當するのではないかと考えられる。それというのは、三木氏本の養生月覽には、そのあとに「新刻攝生集覽」の筆寫が添えられており、この書は、同じ胡文煥の編した延壽書の第四冊に收められているのであるが、三木氏本を筆寫した人が、胡文煥本の養生月覽と、攝生集覽とを合せて筆寫する可能性は極めて多いと思われるからである。

資料篇において私は、そのテキストが最も美麗且つ完備しているという理由から紅葉山文庫本を底本とし、それと醫學館本・三木氏本を對校し、兼ねて曲直瀨玄朔識の養性月覽をも參照して、この書を利用する人の一助としたいと思う。

終りに養生月覽のことを調べるに當つて、三木榮博士・宮下三郎氏・福井保氏から種々御配慮をいたゞいたことを感謝したい。また紅葉山文庫本全文の公表を御快諾下つた内閣文庫當局に對しても深く感謝の意を表するものである。